

紀美野町第4回定例会会議録

平成20年12月16日(火曜日)

議事日程(第1号)

平成20年12月16日(火)午前9時00分開議

- 第 1 一般質問について
- 第 2 議案第69号 平成19年度紀美野町一般会計歳入歳出決算の認定について
(委員長報告)
- 第 3 議案第70号 平成19年度紀美野町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算
の認定について(委員長報告)
- 第 4 議案第71号 平成19年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳
出決算の認定について(委員長報告)
- 第 5 議案第72号 平成19年度紀美野町野上簡易水道事業特別会計歳入歳出決算
の認定について(委員長報告)
- 第 6 議案第73号 平成19年度紀美野町美里簡易水道事業特別会計歳入歳出決算
の認定について(委員長報告)
- 第 7 議案第74号 平成19年度紀美野町老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認
定について(委員長報告)
- 第 8 議案第75号 平成19年度紀美野町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算
の認定について(委員長報告)
- 第 9 議案第76号 平成19年度紀美野町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認
定について(委員長報告)
- 第10 議案第77号 平成19年度紀美野町のかみふれあい公園運営事業特別会計歳
入歳出決算の認定について(委員長報告)
- 第11 議案第78号 平成20年度紀美野町上水道事業会計歳入歳出決算の認定につ
いて(委員長報告)
- 第12 陳情第 2号 国道370号美里バイパスから神野保育所への進入道路の整備
について(委員長報告)

会議に付した事件

日程第1から日程第12まで

議員定数 16名

出席議員

議席番号	氏名
1番	田代哲郎君
2番	小椋孝一君
3番	北道勝彦君
4番	新谷榮治君
5番	向井中洋二君
6番	上北よしえ君
7番	西口優君
8番	伊都堅仁君
9番	仲尾元雄君
10番	前村勲君
11番	加納国孝君
12番	松尾紘紀君
14番	鷲谷禎三君
15番	美濃良和君
16番	美野勝男君

欠席議員

なし

説明のため出席したもの

職名	氏名
町長	寺本光嘉君
副町長	小川裕康君
教育長	岩橋成充君
総務課長	岡省三君

企画管財課長 牛 居 秀 行 君
住 民 課 長 中 尾 隆 司 君
税 務 課 長 山 本 倉 造 君
産 業 課 長 増 谷 守 哉 君
建 設 課 長 山 本 広 幸 君
会 計 管 理 者 岡 本 卓 也 君
教 育 次 長 兼 森 勲 君
総 務 学 事 課 長
生 涯 学 習 課 長 新 家 貞 一 君
消 防 長 七 良 浴 光 君
保 健 福 祉 課 長 井 上 章 君
水 道 課 長 三 宅 敏 和 君
地 籍 調 査 課 長 西 山 修 平 君
美 里 支 所 長 峠 泰 男 君
代 表 監 査 中 谷 一 君

欠席したもの

代 表 監 査 中 谷 一 君
(午後から欠席)

出席事務局職員

事 務 局 長 溝 上 孝 和 君
書 記 森 谷 克 美 君

開 議

議長（美野勝男君） 皆さん、おはようございます。

早朝よりご苦労さまでございます。

規定の定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

議長（美野勝男君） 本日の日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1 一般質問について

議長（美野勝男君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問の通告は8件です。

順番に発言を許します。

7番、西口 優君。

（7番 西口 優君 登壇）

7番（西口 優君） おはようございます。

まず、1点目です。職員の能力向上について。

さきの議会で、「情報の保存・公開について」質問いたしました。その後、町長の理解と職員の努力によって、随分ホームページが充実されてきました。しかし、私が考えるに、議会で指摘されるよりも、紀美野町ホームページの充実の必要性を考えていた職員は多かったと思われます。

紀美野町職員服務規程第2条に、職員は町民全体の奉仕者としての職責を自覚し、誠実、公正かつ能率的に職務を遂行するよう努めなければならない、となっています。ということは、管理者は職員の能力が最大限引き出せる職場環境づくりを考えなくてはならないと思われます。どのように行ってるのか。

2点目です。紀美野町敬老金規則について。

第1条に、この規則は本町在住の高齢者の長寿を祝福して、敬老金を贈呈することにより、その福祉増進と町民の敬老思想の高揚に寄与することを目的とする。

第3条に、敬老金の額は、基準日における次の各号に掲げる年齢区分に応じ、当該各号に定める金額とする。年齢別に、2,000円、3,000円、5,000円、1万円となっていますが、現実には商品券の配付となっています。

ただ、この商品券は、非常に使いにくいと不評であります。実際やすらぎ園でも尋ね

たのですが、現金以外は使えないとのこと、確かに1枚の商品券で経済効果と高齢者のためにとの二重の効果を考えての商品券であります。役場が行っていることが高齢者の意見を反映しているとは思われません。現金支給にかえることはできないものか。

3点目、ごみ処理について。

吉見地区ごみ処理場が廃止になり、やむを得ず最終処分を民間委託していますが、中・長期的にこれでよしと考えているのか。

4点目です。土地の課税評価について。

都会では、以前より物納として土地を税金のかわりに納めると聞いていました。よその世界のことに聞いていたのですが、最近、町内でもそのような話を聞いたのです。これは、評価基準が実勢価格よりも高くなったことのあらわれだともとれます。これだけ地価額が下がっているのですから、見直す必要があるのではないのか。

5点目、サッカー場の開園、その後について。

利用者から、サッカー場ができてうれしいとの話と、水がたまるなどの苦情を聞かせていただきました。まだでき上がって間もない施設です。問題点は、設計、施工など、どこにあったのか、また引き渡し検査は誰がどのように行ったのか。

6点目です。公共工事の検査について。

備蓄米の汚染、用途が問題になり、その検査体制に疑問を感じたものです。しかしながら、身近な公共工事の現場でも、擁壁工事、アスファルト舗装などでは、検査箇所を指定しての検査と思われず。実態はどうか。

7点目です。弁護士を選定について。

自治体には顧問弁護士が置かれています。弁護士の能力は個々によって、また事件の案件によって差が出てくるのかもしれませんが、さきの100条委員会では、弁護士の指導のもとに進めてきました。しかし、結果に納得がいったとはとても思えませんでした。

事件があり、その対処によって弁護士の能力がわかる。仕事の特殊性から考えると、一概に誰がよいと決めにくいのはわかりますが、現弁護士はどのように決めたのか。

以上です。

(7番 西口 優君 降壇)

議長(美野勝男君)

総務課長、岡君。

(総務課長 岡 省三君 登壇)

総務課長（岡 省三君） おはようございます。

西口議員のご質問にお答えいたしたいと思えます。

まず初めに、職員の能力向上について。

地方分権時代に突入した現在、地方自治体の役割や機能が大きく変わろうとしております。厳しい財政状況の中で、効率的な行政運営、行財政改革の推進。住民への多様な価値観への対応、住民参加を促す情報公開、説明責任の確保、自らの決定と責任において行う町づくりの実践などであり、自治体職員にも、これらの課題を的確に対応できる意欲と能力を有する人材が求められております。

そのため、総務省では、意欲や能力のある職員を積極的に登用できる昇任、昇格制度や、成果主義・能力主義を中心とした公正な評価制度、さらには職員自らの参画を可能とする目標管理制度等の導入、活用を進めております。

しかしながら、役場という特殊な職場環境の中で、成果主義による評価の導入については、問題もあります。評価者の評価基準が統一されていて、かつ平等な目をもって評価し、給与に反映されることになれば問題ないと思えますが、体制が不十分の中での導入は、職員に対し不公平感や反発を招き、職員の意欲をそぐ事にもなりません。本町では、昨年度より、管理職を中心に人事評価研修を進めているところであり、一足飛びに総務省の指導による成果主義的な評価の導入はせず、人材育成型の人事評価主義をもとに進めてまいりたいと考えております。本年度においても、課長、室長、所長の評価研修を実施する計画をしております。

一方で、県下の市町村職員研修協議会という組織があり、各種研修には一般研修、専門研修、特別研修などがあり、毎年積極的に参加させているところであり、研修内容については、一般研修は新規採用職員研修から管理者研修まで、また専門研修の中には、政策能力向上研修、個人情報保護研修を含めた特別研修等があります。ちなみに、本年度の受講者は18名であります。

また、本庁に講師先生を招きまして、全職員を対象とした職員研修も開催しております。長期研修としては、本年度は、人事配置の都合でできなかったのですが、和歌山県の市町村課への1年間の派遣研修もあります。また、今年で2年間にわたりますが、税回収機構への派遣も実施しております。

こういった職員の育成につきましては、人材育成基本方針を定めており、この方針に基づき、職員の公務員としての意識の高揚と資質の向上を図っております。

以上、よろしく申し上げます。

それから、続きまして、弁護士を選定についてお答えいたしたいと思います。

この先生につきましては、紀美野町の顧問弁護士をしていただいております、本町で起こった問題等の処理について、ご指導をいただいているところであります。

先生は、昭和47年に弁護士資格を得られてから、昭和60年4月から和歌山弁護士会副会長を2年されております。それから、平成3年より民事暴力・非弁護士活動取り締まり委員会委員長をされ、平成6年には和歌山弁護士会会長、平成11年には、皆さんもご承知のことと思いますが、和歌山カレー事件の被害者支援弁護団長となり、ご活躍をされたのであります。人格、識見ともに申し分のない方として、このたびの問題についてのご相談をお願いいたしている次第でございます。

以上、ご理解のほどよろしくお願いたしたいと思います。

(総務課長 岡 省三君 降壇)

議長(美野勝男君) 保健福祉課長、井上君。

(保健福祉課長 井上 章君 登壇)

保健福祉課長(井上 章君) 私の方からは、西口議員の2点目の、敬老金のご質問にお答えします。

敬老金につきましては、多年にわたり社会に尽くしてこられた高齢者を敬愛し、長寿を祝福するとともに、町民の敬老思想の高揚のために、毎年敬老会に配付しておるところでございます。

現在、現金ではなく、「きみの商品券」を配付しています。導入の経緯については、地元商店の利用により町の活性化を目指すために、商工会の強い要望により導入を行ったものでございます。当然、現金に比べ利便性は劣りますが、町外商店での利用を抑えられるなど、利点もあります。

国では、緊急の経済対策を行うなど景気の悪化が懸念されている状況もあり、紀美野町でも高齢者が利用しやすい地元商店が少なくなってきました。高齢者の生活維持の観点からも、高齢者が利用しやすい地元商店の存続に役立つものと考えています。

利便性の向上につきましては、加入商店の増加等の取り組みを商工会に要望してまいります。「きみの商品券」の利用は、高齢者への敬愛と地域活性化に資する事業として、現行のとおり行ってまいりたいと考えていますが、今後、議員各位初め、老人クラブ役員や民生児童委員等関係団体の方々から、この敬老金のあり方や高齢者福祉について

種々ご意見をいただき、検討してまいりますので、ご理解いただきますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

(保健福祉課長 井上 章君 降壇)

議長(美野勝男君) 住民課長、中尾君。

(住民課長 中尾隆司君 登壇)

○住民課長(中尾隆司君) 私から、西口議員の3番目の質問、ごみ処理についてお答えしたいと思います。

議員ご質問のとおり、現在野上区域から出るごみにつきましては、民間業者において処理委託をしております。廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、「市町村は一般廃棄物処理計画に従って、その区域内における一般廃棄物を、生活環境の保全上支障がないうちに収集し、これを運搬し、及び処分しなければならない」となっております。しかし、現在のところ区域内での処分ができる状況ではありませんので、やむを得ず民間業者をお願いをしているところであります。

町といたしましても、この状態をよしとは思っておりません。一刻も早くごみ処理場を建設するため努力をしております。

また、生ごみの処理につきましては、前回の議会でも答弁をしておりますとおり、海南市で処理ができるようお願いしているところであります。

今後のごみ処理計画につきましては、昨年10月に、紀美野町、海南市、紀の川市の2市1町で広域ごみ処理施設整備協議会を設置しております。現在の状況では、各市町から候補地を上げるということになっており、紀美野町及び紀の川市から候補地が示されております。

今後は、この協議会における計画を積極的に推進して、一刻も早く施設を完成したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

(住民課長 中尾隆司君 降壇)

議長(美野勝男君) 税務課長、山本君。

(税務課長 山本倉造君 登壇)

税務課長(山本倉造君) 私の方から、西口議員の土地の評価についてのご質問についてお答えいたします。

まず、物納とのことですので、相続税についてのこととと思われます。ご存じのとおり、

相続税は相続により取得した財産の価額が基礎控除額（5,000万+1,000万円×法定相続人）を超える場合に、その超える部分に対して課税されます。動産・不動産・有価証券等の相続財産が合計されることとなります。土地価額の算定は、紀美野町内の土地につきましては、固定資産評価額に対して、税務署の定めた倍率を乗じて求めることになっています。

また国税は、金銭による納付が原則となっていますが、相続税につきましては、金銭による納付が困難な事由がある場合には、納税者の申請により、一定の相続財産による物納が認められています。物納となる状況につきましては、相続財産の種類等、個人ごとの事由によるものと思われています。

土地の固定資産評価額につきましては、3年ごとに評価替えを行っています。宅地で申しますと、全宅地を状況類似地区に区分し、区分ごとに標準地、現在は93地点を設定して、この標準地について不動産鑑定士による鑑定を実施し、その鑑定価格に基づいて標準価格を決定し、その70%を固定資産評価額としています。

各筆につきましては、その状況等を加味して、標準地に批准して評価額を決定しています。来年度は評価替えの年になっています。

以上です。

（税務課長 山本倉造君 降壇）

議長（美野勝男君）

総務学事課長、森君。

（総務学事課長 森 勲君 登壇）

○総務学事課長（森 勲君） 西口議員の5番目の、人工芝多目的広場についてお答えいたします。

この広場は、今年3月末に完成いたしました。サッカー、ホッケー、フットサル等に使用できるということで、大変喜ばれておりました。しかし、5月上旬に、雨が少し多かったんですけども、この降ったときに少し水たまりができる状態になりました。

その後、5月の下旬に人工芝が沈下し、段差がついてきました。早速、設計・監理者、施工者と連絡をとり、協議の上、これからまだ沈下が進むのか、どうして起こったかということ調査することになりました。

それから、約、月1回程度連絡や打ち合わせをしまいましたが、具体的な解決策等の連絡がないままきました。10月中旬に設計・監理者及び施工者を呼び、竣工時の状態に戻していただきたいということでお伝えしました。

その間、今まで調査はしてましたんですけども、10月下旬に沈下近辺の広場西側で埋蔵物や空洞がないかの筋堀検査を行いました。これには、沈下に影響があるものが出ませんでした。その後、11月上旬から中旬にボーリング調査を4カ所し、沈下部の土質や沈下の割合を調べております。

その結果、11月12日から12月11日にかけて、ほとんど沈下が見られない状況になってきました。また、沈下している場所は盛り土層で、ほとんどが盛り土層でございます。わずかに風化土層、風化岩等、岩塊や塊、空洞、産業廃棄物等は認められませんでした。また、盛り土層には、含水、水を含んでいる割合なんですけども、そういう状態は非常に低く、また孔内水位、いわゆる水のみちですか、こういうものは認められませんでした。

したがって、今までの調査では、原因が特定できないというような状況でございます。

次に、引き渡し検査についてでございます。この件につきましては、3月末日に工事が完成し、監理者と町建設課に竣工検査を依頼しました。その結果、沈下に関するような、特に指摘事項はなく、当時は水たまりのような要因箇所は受けられませんでした。

11月から、この人工芝多目的広場のボーリング調査などのため、ご迷惑をかけていますが、使用につきましては中止させていただいております。

今後の予定ですけれども、年末までに工法等を検討し、年明けから工事にかかる予定でございます。

以上、簡単ですが、答弁とさせていただきます。

(総務学事課長 森 勲君 降壇)

議長(美野勝男君) 建設課長、山本君。

(建設課長 山本広幸君 登壇)

建設課長(山本広幸君) 西口議員の、6番目の公共工事の検査についてお答えします。

建設課が担当している公共工事は、国庫補助、県費補助、町単独工事を合わせて、年間約130件程度の工事件数があります。請負業者から工事完成品の引き渡しを受ける際に、すべての工事で、その出来形、品質等の確認をするために、検査を行っています。

議員仰せの、擁壁工事、アスファルト舗装等では、検査箇所を指定しての検査と思われる、との質問ですが、すべての工事検査は和歌山県が発行する土木請負工事必携の土木工事施工管理基準や、和歌山県工事検査基準に基づき、契約内容どおりにできている

かについて確認を行うものでございます。検査箇所を指定しての部分的な検査だけではなく、全体的な出来形、品質とともに、仕上がり面、とおり、すり付けなど、全般的な外観等の出来具合も検査を行います。さらに、国庫補助、県費補助工事については、国、県の現地調査や会計検査を受けることになります。

以上が、現在の工事検査の実態ですが、今後も、工事の品質確保、向上の観点から、さらに検査の重要性は増大するものと思われまますので、より一層慎重に、確認検査をしてまいりたいと考えています。

以上、よろしく申し上げます。

(建設課長 山本広幸君 降壇)

議長(美野勝男君) 7番、西口 優君。

7番(西口 優君) まず、1点目ですけどね、何ていうのかな、私ね、役場が職員の能力を引き上げるといふ、普通に考えてですね、民間企業では、すべての改善提案というのをすべての職員に求めるという、だから、職員は当然社員、会社、民間企業であったら社員が自分で会社を背負うてるといふ意識を持ってもらって、それを、どんなささいなことでも、役場やったらもう簡単な話、住民サービスということがまず基本に置かれてる。もっとしやすい話と思うんですけどね。そういうふうな考え方を全職員に持ってもらうことが住民サービスの向上につながるんでないかと、こういうふうに思うんですよ。

だから、議員ででもね、これだけの議員の中で、これだけ一般質問があるということについては、役場の職員は当然、それより、議員の数よりもはるかに多いうことは、みんなが本気でそういうことを、住民サービスの向上を考えたら、まだまだ提案が、議員数から比べた場合、まだまだ何十倍もあるかと、こういうふうに思うんですよ。行政については、その職員の方は、当然自分の立場を一番よくわかってる。特に住民と接してる関係上、もっとたくさんの提案がありそうなもんですよと、こういうふうに思う。

一般質問でも、僕ら議会の立場からしたら、一般質問というのは、改善のために一般質問する。だけど、職員がもっと考えたら、もっとたくさんの改善できることがあるんでないかなと、こういうふうに思うんですよ。

ただ、それを取り上げる町長の体質という、こういうふうになるのかな。それとも担当課長がそういうふうに取り上げるという、その体質かなって、そういうふうに思うんですけどね、もうちょっと、型にはまったんじゃなくて柔軟な対応ができればいいのに

など。ただ、そういうふうな発想でこれからは進めなきゃいけないんじゃないかなと、こんな感じするんで、再度のね、そういうふうな取り組みを考えてほしいと。

ただ、そういうことを、またそれで考えるべきでないかと、こういうふうに思うんで、その点についての再度の答弁願いたいと思います。

それと、2点目の敬老金規則、まず商工会の意向によりということの話だったと思うんですけど、商品券を使うということについて、商工会の考えをまず重点に置いて商品券使い出したんか。

ただ、私思うのに、まず高齢者のための敬老慰労金ということであればね、高齢者の考えがまず優先されるべきであろうと、こういうふうに思います。

それと、この規則の中に、あくまでも議会制民主主義、条例で自分たちは動いてる。条例の中の規則で定めてるといふ部分がね、規則が年齢別に2,000円、3,000円、5,000円、1万円と、これはあくまでも「円」、お金の円ということです。そんなえ考えたときに、規則の中に、この2,000円、3,000円、5,000円、1万円が、「2,000円、3,000円、5,000円、1万円相当の商品券」と書かれていない限りですね、これはあくまでもお金でないかと。

だから、もしそういうふうに拡大解釈をするというんであったらね、まずこの部分を、この規則を変えてね、変えて使うべきであろうと。「相当の商品券」というふうに変えない限りは使えやんのちゃうかなと、こういうふうに思うんですよ。だから、その辺の考え方がちょっとおかしいんじゃないかとこういうふうに思うんで、これは規則違反じゃないかと、そういうふうに思います。

それと、もしその商品券を使うというんで、商品券にかえたいというんであればね、例えば役場でそら住民票出すのに、この商品券使えるようにしてくれよとか、やすらぎ園にしてもやしょう。やすらぎ園で当然使える、厚生病院なら厚生病院で使えと。こういうふうに役所の、商工会が使って、それをもっと利用しやすいというんであれば、役場の中でも使える、やすらぎ園でも使える、厚生病院でも使えと、こういうふうな働きかけ、実際にしてるんですかね。だから、そういうふうな使えやんという不便さの商品券を出すよりも、現金支給がやっぱり望ましいのでないかと。

こんなね、ばかな話ないですよ。僕、商工会で、ちょっと自分が使うごみの券買いに行ったら、商工会が発行してんのに、うちで使えません。「こんなばかな話あるかい」ってそんなん言ったことあるんですけどね。それはそれで、そっちの規則やけ仕方ない

など思いながら引き下がってきたんですけども、ただもし商品券を使うのであれば、まず役場が率先して使える体制づくりをつくるかやっしょう。

だけど、現時点ではね、規則というふうになってる限り、これは規則違反じゃないかと。この辺の認識を再度尋ねたいと思います。

4点目の課税評価という、これまあ3年ごとに93地点を見直すという。ただね、今の世の中の流れの速さから考えたら、3年ごとで間に合うのかなと。実際には、価格の変動のない地域もあろうかと思いますが、価格の変動の激しい土地では、3年ごとで、実際に3年前から比べたら、もう3分の1ぐらいになってるんでないかと、こういうふうなところも見受けられます。

だからですね、全体に、全部3年というんでなくて、変動が激しいというところを、あ、そうか。最初のその変動が激しいのも、調べやなわからんねんしよなあ。どうしたらええんかな。ただ、3年では、今の時代の流れに対応できないのでないかなと、こういうふうに思います。だから、その点の考え方を再度聞きたいと思います。

5点目のサッカー場の開園と、これ施工に問題があったということの解釈でいいのかなという、工事にかかってくれるということはもう、改善の工事やと思うんですけどね。かかるということについて、もう決まってるというんであったら、どの業者が、施工、今の認識の中では施工に問題があるという認識でよろしいですかね。

それと、設計に、ここはもうごみ捨て場あったということはわかってる中で、設計というのは設計委託料払ってますわね、これに。ということは設計には何ら、設計どおり多分この工事進めてると思うんですけどね、そういう中で、設計業者には何にも責任がないということになんのかなあ。この辺、ちょっと一応確認しときたいと思いますんで、設計業者には何にも責任はないのかどうか尋ねたいと思います。

6点目です。先ほどの公共工事の検査、県の指導とか国のやり方で検査してますという。だけど、現実にですね、このサッカー場でこういうふうなことが起こってるということ考えたときに、公共工事の検査は、これは検査が起こって、まだ間もなくでこういうふうなことを、実際にクレームが出るという。こんなえ考えたときにですね、この、今までの検査体制でいけんのかどうかということちょっと疑問に思うわけですよ。

実際に、この6点目の公共工事の検査という、こういうふうな質問ですけどね、現実にサッカー場でこういうことが起こるということ考えたときに、今までのやり方の検査体制で、これは実際には問題が起こってるということ考えたときに、あまり型にはまっ

たようなやり方だけでいけんのかって、実際にいけてないということが、もう現実にあるわけですよ。

そんなことを考えたら、さてなあとと思うのが普通なんですけども、その点についての再度の答弁願いたいと思います。

議長（美野勝男君） 総務課長、岡君。

○総務課長（岡 省三君） 再質問にお答えいたしたいと思うんですけれども、住民サービスにつきまして、できるだけ要望にお答えいたしたいと思ひますし、しなければならぬと考えております。

住民に対するサービスも、公平、公正に対応しなければならぬと考えております。役場の仕事にはいろいろな分野があり、それぞれの課があるわけございまして、それぞれの課で対応してゐるわけございまして。

役場というところは、法律によって動いてゐるというふうなこともございまして、やはり法の理念というんですか、それを理解、認識をした上で、あくまでも住民のサービスにお答えするように努力してまいりたいと考えておるわけございまして。やはりその対応、住民サービスをする上では、やはり自己研修ということもやらなければいけないことである。また、課としての目標ですか、そういったものも立てまして、それに対してどれだけ向上させていくかといったことも、課としての責務であると考えておるわけございまして、できるだけ住民のサービスにお答えできるように努めてまいりたいと考えております。

議長（美野勝男君） 保健福祉課長、井上君。

保健福祉課長（井上 章君） 西口議員の再質問にお答えをいたします。

高齢者のご意見の反映ということで、特別に現金であるのか、あるいは商品券という、アンケートというんですかね、そういうことはやっておらないところではございましてけれども、敬老会のあり方につきましては、敬老会の表彰審議会というところで全般的なご意見を伺う場もございまして。表彰審議会のメンバーというのは、区長さん、区長会の会長さん、副会長さん、それから民生児童委員協議会の会長さん、副会長さん、それから老人クラブの会長さん、副会長さんで集まっていたら行なう会でございます。そういうところでも、敬老会の全般的なあり方、特に「商品券」というようなことも、特に議題ということはないんですが、説明もさせていただいて、ご意見もいただいております。

それから、利便性の向上につきましては、当然役場とかやすらぎ園でも使えればいいんですけども、これはまあ商業組合というようなところで、組合に加入してないと使えないという事情もございますので、この加入について一度検討してまいりたいと思います。

それから、規則の疑義につきましては、この規則につきましては、合併時に新たに定めたものでございまして、商品券の支給も、当然考えて制定をしたものではございませんけれども、議員の疑義につきまして早急に見直しを行いまして、所要の改正をして対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

議長（美野勝男君） 税務課長、山本君。

税務課長（山本倉造君） 西口議員の再質問で、土地の評価の件でございます。変動の幅の大きい箇所についての対処でございますが、変動幅を確認するためには、毎年の鑑定作業というのが必要になってまいります。

今後ともそういうのに、実勢価格に対応できるような方法を考えながら努めてまいりたいと思いますので、よろしくご理解をいただきたいと思います。

議長（美野勝男君） 総務学事課長、森君。

○総務学事課長（森 勲君） 施工に問題があったのではないかという解釈ではございません。現在のところ、原因がわかってございませんので、施工だけということではございません。

それから、設計業者の責任につきましてはということでございますけれども、設計、施工ともに、どちらに責任があるということは、これからやっぱり分析していただきたいというふうに思っています。

ただ、設計、施工業者ともに呼びまして、特に営業所だけじゃなく、本社の責任者を呼びまして、協同してこの処置に当たっていただきたいということで、現在お伝えしております。

以上でございます。

議長（美野勝男君） 建設課長、山本君。

建設課長（山本広幸君） サッカー場の工事検査ですが、建設課で担当したときは、工事ができ上がった時点の出来高検査であり、構造物の寸法等が図面どおりできているかの確認でありました。

やはり見えない部分の今回問題だと、私も思ってます。見えない部分については、日ごろの施工等の確認、協議、それを請負業者や監理、監督者がやはり責任を持ってやっていくということでなければわからない部分だと、私は思っております。

以上でございます。

議長（美野勝男君） 7番、西口 優君。

7番（西口 優君） まず、1点目です。その法の理念とかっていう部分を聞いてるわけじゃなくてですね、職員が役場を自分で背負ってるというぐらいの心構えを植えつけてもらってやしょう。そして、そういうふうなつもりで住民に対応するという。それとですね、何とかな、ここはこんなえした方が、あんなえした方がという部分のね、細かい、それぞれの立場でちょっとしたことを改善していくという、こういうふうなことが必要でなかるうかと、そう言うてるわけですよ。

だから、大きくどうせい、こうせいじゃなくてですね、ちょっとしたことの提案でも、すべてがそういう目線でね、行政に取り組んだ方がいいんでないかと、こういうことをまず職員に、みんなに考えてもらって、そういうふうな方向で進んでいかないかのちゃうかと、こういうふうに思ってるわけなんでね、その点についての考え方を聞かせていただきたいと思います。

困ったな。この2点目もね、規則、敬老金の規則ということ、こういうふうになってたら、本来は役場というのは条例、規則で動いていると思っております。そういう中ですね、こういうふうな拡大解釈ができる規則というのはおかしいんちゃうかと、こういうふうに思うわけですよ、私。あくまでも規則は規則というふうに、もしね、ある限りは絶対そのとおりに、普通はやってもらわなんだからいかんのちゃうかと。こういうふうな、規則の中にお金もう現実に「円」となってる。2,000円、3,000円というふうに。こういうふうになってたら、これをどうこうというんでなくて、今現在こうなってる限りはこうすべきでないかと。これが規則じゃないかと思うんですけどね。こんなことを、そのね、全体の流れの中で、またそういうふうな役員さんに聞くとかかっていうんでなくて、とりあえずは、「円」となってる限りは、この円のとおりすべきじゃと、これが普通、役場はそうでなかったらならんのちゃうかと。

こんなことがよ、こういう場所でやで、議論せんなん話と違わっしょな、まあ。本来は、お金がもう「円」となってる限りはやね、そうでなくてはいかんと思います。その点についての認識をもう1回、あくまでも例規集に載っててそういうふうな規則になっ

てる中で、それを検討するも何もない話やし、もう現実には「円」となってんのやったら「円」で支給すべき。それをどうこうという話でないと、私思うんですよ。

だからですね、そうでなけりゃいかんのじゃないかと思うんで、再度の答弁を願いたいと思います。

土地の課税評価の、この4点目の質問の中で、何か具体性がなくてええんかなって、こう思うんですよ。あまりに抽象的な表現の回答だったので、もう一度、現実にはこれだけの時価が下がってるというのはもう誰でも肌で感じてる。そういう中で、役場の対応が何か遅いんでないか、こういうふうに、ここまで下がってきたら、もっと、もっともっとというふうな部分がね、まあ今だったら決まり事の中で、3年に1回の見直しなら、そういうふうにもう3年ごとでええんやよというふうな感覚、そうじゃなくてですね、もっとこれ実態に応じたような形に柔軟な対応がとれやんのかなと思います。その点についての考え方をもう一度尋ねたいと思います。

それと、5点目の、現時点で原因がわからんというのは、こんなんありかいと思うわけでしょう。もともとあそこはごみ捨て場あったという。それはもう最初から、工事する前からわかってる話やしょう。

そういう中で、下がったとかっていう部分がですね、どこに責任あんねよって、こら工法にあるんか、設計にあるんか、設計が本来、ほやどういふふうな設計してんのか、ちょっと定かでない。まああそこの設計委託料、両方合わせて1,800万か何か高い金額だったと思います。設計というのは、図面の設計はもとよりやけど、本来は地質調査も設計に含まれて当たり前かなと、こういうふうに思うんですけどね。その点は1回、これ聞いてなかったんで1回、その設計委託料っていうのは、どこまでを指して設計委託料になってんのか。普通やったら、そういうふうに考えたときやしょう。その原因がわからんっていうような、そんな話ないわっしょな。

ましてね、私もこの件について、先月だったか、電話で水がたまるという話を聞かせてもらったときに、「現在調査中です」という。先ほどからの課長の話では、5月ごろから沈下が起こってる。5月ごろから今までたって、なおかつ原因がわからんというような話、それやったらもう話にならんのではないかと、こういうふうに思うわけですよ。今現在の業者がやってる中で、原因がわからんて、わからんでも構わんねけどやね、誰かが責任をとってもらわなきゃいけない。あくまでも自分らは発注者の側として、設計委託料払うて、こういうふうな工事してくださいというふうなことで出してる。

当然設計業者は、本来だったら、あそこは地盤沈下のことも考えて設計委託料を取っていると。普通だったら、そういうことの、もうごみ捨て場になっちゃう。あ、それやったらボーリング調査もして、せんなんさけ、設計委託料というのはそういう形で決まってるかなと、こういうふうに思います。そこまでの設計せんなんさけっていうふうな、そういう委託料を決めるときもそうやと思うんですけどね。そんなばかな話が、何にもわからなくてというようなことで議会の回答にならんような気がすんねけど、どうよと思ってしまうわけですよ。業者が、とにかく直してもらえるとすることはまず間違いないか、いっこも役場が出資をしなくて直してもらえるとということ、直す業者が、どこが責任を持って直してくれるという、それもいつごろまでに直すという部分がなければいけないと思います。

だからですね、どこの業者が責任を持って、いつごろまでに直しますという、こういう部分の回答、それと設計委託料とかがっていう部分の考え方も含めて、ちょっと再々質問でかなわんねけどやな、こっちとしても。尋ねたいと思います。

それと、6点目の検査という、この検査がですね、見えない部分が、というふうな部分の検査というふうな、ちょっとニュアンスがわかりにくかったんですけども、我々は住民の大切な税金を預かって工事をしてる。もちろん、これ自分の家でも、自分が工事を発注したら、しょっちゅう見に行くのは当たり前やしょう。だからですね、本来だったら検査は、もし建設課がするということであつたら、建設課は何回でも、今までに足を運んでたら済むことやしよ、まあ。その引き渡し検査だけそういうふうにな、引き渡し検査のときだけ立ち会ってということじゃなくて、自分とかが検査せんなんというのであつたら、それまでに何回も足を運んでて当たり前なんよ。

そういうふうなね、あくまでも自分らは発注者やしよ、完全なもんがでせやな困る。だからですね、引き渡し検査だけじゃなくて、時々何回も足を運んで、検査、次に検査するということがもうわかってる話やけ、そういうふうな認識を持ってほしいわけです。

だから、そういうことを考えて、見えない部分であっても、その見えない部分が隠れる部分なら、それまでに何回か足を運んどくべきやと、こういうふうに思うんですけどね、その点についての考え方を聞かせていただきたいと思います。

議長（美野勝男君） 町長、寺本君。

町長（寺本光嘉君） 西口議員の再々質問にお答えをいたします。

まず1点目の職員の能力向上ということで、住民サービス意識をもっと職員に持たせ

たらどうやと。これはもう当然の話でありまして、私は町長にならせていただいて、3年間、各職員に毎月、月初めの1日に全員朝礼を行います。また、その後課長会議を行って、そして各課においてそれぞれ研修するように、研修項目も決めて、そしてやっていただいております。

その研修項目の中には、ご承知のとおり、やはり私どもは町民の全体の奉仕者であるという観点から、それぞれの接遇についての研修、そして私が一番気になっておったのは、やはり合併後でございますから、職員間の心の交流というんかな、そうした和を持った、そうした笑顔で対応できるような接遇について各課で研修をしてくれということで、ずっとやってまいりました。

そんな中で、各課におきまして、今月は何を目標にやっていくと。そして、次の月にはこうした目標を持ってやってきたところが、大体これくらいの達成率でございますということで、課長会でも報告させております。そんな中で、やはり個人個人の志気を高めていくというふうなことでやってまいりました。

そんな中で、西口議員がおっしゃられる、もっと提言性を入れたらどうなということでございますが、例えばの話、この庁舎の清掃、これについて職員でやろうやないかと言い出したんは、職員の提言でございます。

そんな中で、やはりいいことは取り入れ、そしてやっていきたい。そしてそれぞれの資質の向上に向けて、皆さん方、職員一同ですね、努力しているところでございます。

したがいまして、これからもそれにつきましては、決意、努力をしてみたいと、そのように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

それと、2点目の高齢者の商品券の配付ということでございますが、これは恐らく、最初は現金であったかと思っております。そんな中で、やはり敬老審議会というか、そうした中でいろいろ検討する中で、やはり町内のそうした振興というんですか、そうしたこともやっていこうということから、こうなってきたことかと思っております。

したがいまして、今のやり方が悪いとは、私は思っていないんですが、やはり西口議員のおっしゃられることもございます。したがいまして、これから再度これを検討してみたいと、そのように考えておるところでございます。

それと5点目、サッカー場の問題でございますが、これにつきましては、設計、施工関連ということで、株式会社ニュージックが請け負っております。

そんな中で、実は先般、私も一緒に入らせてもうて、そしてその設計、施工業者を呼

びまして、そしてこれについては、発注者から申し上げますと、あんたらの責任やないかと。したがって、あんたらの手でちゃんと直しなさいということで、指示をいたしております。

それに従ってその後調査をし、そして先ほど課長から申し上げましたとおり、1月から出直しにかかると、こういうふうな、やはり責任を持ってやっていただくという上からそうした行動に出ておるわけでございますので、ひとつご理解をいただきたいと。そしてまたこれが、施工してからそうしたことの二度とないような、そんな施工をしてみたいと、そのように考えておるところでございます。

それと6点目、検査体制でございますが、これは、紀美野町におきましては徹底的な検査体制ということで行ってるつもりでございます。

そんな中で、やはり検査の中にはいろいろございます。現場へ行っている見るんも検査、そしてまた写真、施工写真ですね、これを見ながら検査をしていくという方法もございます。当町におきましては、その現場においては非常に近いということもございますので、できるだけ現場に足を運び、そしてその設計、施工監理業者と話をしながら検査をやってるというふうなことでございますので、ひとつご理解をいただきたい。

以上でございます。

議長（美野勝男君） 税務課長、山本君。

税務課長（山本倉造君） 西口議員の再々質問にお答えいたします。

宅地の評価で、大幅な変動のあった場合の対処につきましては、これからでしたら22年度の土地の評価ということになるんですが、それに向けて対応できるような検討を行っていきたいと考えています。

以上です。

議長（美野勝男君） これで、西口 優君の一般質問を終わります。

続いて、15番、美濃良和君。

（15番 美濃良和君 登壇）

15番（美濃良和君） それでは、議長のお許しいただきまして、一般質問を行ってまいりたいと思います。

まず初めに、裏金問題について質問をさせていただきます。

100条委員会が解散になりまして、一応私たちの調査は終わったわけですが、まだまだわからないことがたくさんあるわけでありまして。

裏金が小馬場町政から段木町政に渡ったのは、収入役から収入役の台帳に渡ったわけですが、町長から町長に渡ったんじゃないんですね。それが、大体調査なども合わせまして2億円前後と、そういうものであったようであります。そして、その後小馬場町政の助役だった東氏が、口座には持ってたということで、8,000万、合わせまして大体2億8,000万ではなかったかと。これが100条委員会の調査結果であったと思います。

そして、それに対して段木氏が使ったのが3億8,000万でありまして、8,000万円が合わないと、こういうふうに入出の差があったわけでありますね。これは、100条委員会の解散の後でございますけれども、私、職員の協力ももらって調査を行ったんですが、この2,000万ですね、美里町の文化センターができて、そこに図書室も設置されたわけですが、そのときに図書を買わなきゃならんと。そういうことで図書の予算をとっておったんですが、この小馬場町政の終わりのころに、この2,000万の予算をよう使わなかったと。要するに、一般の町職員が司書の資格を持ってなくて、よう本を選定しなかった、できなかったということで、一たん出金した形にして裏金に回したと。その後、その裏金から数年にわたって、その本を買うと。こういうことで、この裏金というんですか、表会計のものが使われよったと、こういうようなことであったわけですね。これで2,000万がわかって、2億8,000万プラス2,000万で3億円と、これがその後の状況であります。

そういうことで、まだ現在も6,000万がどっから来たのか、どうしてこの6,000万があるのかということがわからないわけですが、そういうようなことでもありますね。調べようがないんだと、これ以上しゃあないんやということで解散に至ったわけでございますけれども、調べてみようと思うならば、まだまだ調べられたわけですね。これは非常に残念だったわけで、どこに責任があったのかということも、私はもっと述べたいわけであります。ですから、それがありましてですね、町の方が、私たち議会の提言に対しまして、報告書というものを議会の開会の日にいただいております。

そういう中で、例えば「内部告発の補償について」ということで、公益通報者保護法に基づいて職員から通報があった場合、その職員が不利益に当たらないように保護するという形の要項をつくったと。これは非常によいことであって、恐らく職員の方が、一番裏金がどうなってたかということがわかっておったんじゃないかと思うんですね。それが、そういうことで、当時はそういうものがなくて、町長のそういうふうな問題に

ついてできなかったということがあったので、これ大いに参考になると思います。

あと、最後の「刑事告訴に係る上申について」ということで、私たちが最後にまとめました中で幾つか、例えば1,400万ですね、一たん出金しながら、段木さんの個人の方だと、ここに返ってきた。まさに、公金を自分のものにしたという、そういうとんでもないことがあったんですが、それについて含めた上申がされたということでありませう。

それと、可能な限り全容解明に努めるということで、今後も調査のことについて書かれておるわけでありませう。

この間、いろんな方々のお話も、町民の方々のお話ですね、私は聞いてきたんですが、例えば美里町内で民家を2軒、裏金で買ってるわけですね。1軒は町の民間団体に390万という金を出金して、その金で買ってるというふうになってるようでありませう。この民間団体と町の関係はどんなであったのか、そしてどうしてこの団体に家を買わせたのかという疑問が残るわけで、このような事情を知ってられる方もあった、薄々ですね、そんな話があったというふうなことを聞いておった方もあったようで、どうなってるのかというふうなことも聞くわけでありませう。

また、現金での出金でありますけれども、これ平成11年7月から平成17年、美里町がなくなる12月29日、この間、78カ月ありますね。この間に5,770万、ざっと5,800万円の現金で収入役がおろして、段木さんに渡した。5,800万が現金で出金されてるわけなんですけど、見てみましたら、月に100万円以上の出金が15回ありますね。

また、1日に2回、3回にわたって出金されてですね、1日に100万円を越す出金が5回もあると。また、その中の最高は、1日に300万を超える金が出てるんですね。この町長、現在紀美野町の町長ですが、その前10年間は野上町の助役として務められたと。それで現在、約3年の町長を経験されてるんですけども、そういう経験の中、一体、本来出納室が口座から口座に送金すると、こんなもん当たり前なんです。証拠が残るということと、現金を運ぶという、安全という面から考えて、口座から口座の支出は当たり前なんですけども、現金でお金を持っていくというふうなことが普通考えられるのか、町長、あなた、そんなことやるということについてどう思われますか。

また、予算書にのせずに出金するというようなことについての妥当性、あなたが経験したことについて、そんなことがあり得るのかどうか、まず経験からもとにお聞きした

いと思います。

また、美里町の本庁であるべき資料がなくなってるというふうなことも耳にしたわけでございますけれども、これがその当時の段木町長がやったのか、あるいは職員がやったのか、そういうことについても、私は残念ながら、そこまではわからないんですけれども、そのような事実があるならば、大変なことであると思います。また証拠隠滅があったのかと、このように疑るわけでございますけれども、そのこと等についても調査をするべきではないかというふうに考えますけれども、このことについてお聞きしたいと思います。

次に、防犯灯についてお聞きしたいと思います。

過疎の町になりまして、さらに高齢者が増えるという傾向にある紀美野町にあって、この町で住むということが大変努力が要るということになっていないか。こういうふうに考えるわけであります。

私はですね、空き家が増えているということで、先日ですけれども、旧美里町の実態調査というのを、まちづくり委員会や和大的先生や学生さんたち、その方たちのやってくれたのを、報告をする会に参加いたしまして、お聞きしました。そうすると、旧美里町では4軒に1軒が空き家になってると。そういう大変、すごい空き家の率が増えてきてるわけなんですね。

こういうふうな状態があったり、この高齢者の方々がだんだん、目等も不自由になってきたりもされるわけでございますけれども、こういうふうな状況があったり、また現在の社会情勢の悪くなる一方で、以前美里町で空き家に知らん間に人が住んでおったと。こういうふうな事件が起こりました。また、泥棒に入られたという事件もたくさん起こっているわけでございますけれども、「安心して住めるまちづくり」という観点から、せめて防犯灯が欲しいというのが、町民の皆さん方の願いであります。これは町長もよくわかっていただいているというのが、さきの質問の答弁等でもわかるんでございますけれども、ここの防犯灯設置というのが、町がしてくれます。しかし、その電気料金が負担になって申請できないというのが、今、増えないところの状況にあるんじゃないかと思えます。

この問題について、さきの議会で補助についてできないならば、せめてこの電気料金について、関電との話し合いで下げられないかと、こういうことで、夜間の料金、また昼間の料金についてのことからお聞きしたんでございますが、これについてのお答えで

すね、お聞きしたいと思います。

それから、この町というのは、非常に二つの町が集まりまして、旧野上町の小畑、動木、下佐々の、この3地区だけで紀美野町全体の半分の人口を有すると。こういうふうな、非常に過密とは言いませんけども、過疎と、そういうふうな条件のある町になっているわけなんです。

そういう中で、広い、過疎化して、地域は広いんですけども人口の少ない、そういうところでは、そういうふうな人口が少ないですから、区の予算も非常に少なくって、何とかやってるといふようなところもあるわけでございますけれども、そういうところから考えてですね、一定の線を引っ張って、そこに対する補助というふうなことは考えられないのかどうか、その点についてもお聞きしたいと思います。

次に、休校と閉校問題、このことから、跡地対策等についてお聞きしたいと思います。

この跡地対策、そして、今現在学校を運営されておりますけれども、そのことについてもお聞きしたいと思います。合併以後ですね、志賀野小学校と柴目分校が休校になりました。その前に、旧美里町の合併前です、前なんです、真国小学校と上神野小学校が休校になっております。真国小学校の跡地は、現在りら創造芸術専修学校が来てくれて、地域ともうまくいっているようで非常にありがたいわけでございますけれども、やっぱり地域にとって学校というのは文化の中心になると、こういうふうなことで、これがなくなることによって、その地域が大変寂しいというんですか、寂しいを通り越した、もっと深刻なものがあるように思います。

そういう点で、志賀野上神野地区の課題ですね、大変大きな問題があると思いますが、このことについてお聞きしたいと思います。どのような対策をとっていかれるのか、お聞きしたいと思います。

また、今年長谷毛原の合同運動会を見せてもらったんですが、そこで非常に子供が少なくなったなあというのが率直な感想でありました。で、これからどうなっていくのかというふうなことですね、以前はこの地域では親も、また地域も、学校を残してもらいたいというふうな大きな運動が2回も起こったわけでございますけれども、今後この地域がどうなっていくのか、それに対して、これは学校の教育というだけではなくて、総合的に対策をとっていかねばならないというふうに思いますが、このことについてお聞きしたいと思います。

また、この長谷毛原の現在ある学校、小川小学校ですか、現在学業はされております

けれども、今後のところについて非常に心配されることから、この二つの地域について、また学校についてお聞きしたいと思います。

次に、旧美里町の談合問題ということで、談合疑惑ということで、前回は取り上げたのでございますけれども、水道工事についてお聞きしたいと思います。

さきにも言いましたが、普通の一般業者がされるような仕事については、旧美里町では大変厳しくって、この予定価格をぐんと落としておったと。設計価格から予定価格を落として、実際防火水槽をつくることについて、もうとても業者がそんな工事やってられやんということで、なかなか取り手がなかったというふうな、そういうふうなところまで下げられておったようであります。

しかし、それに対して、前回申しましたが、水道工事について、平成15年には1億3,000万、平成16年度には2億800万円、17年度、美里町の最後の年ですが、2億3,400万、これについては落札率が80%台、90%台という高い率で落とされてるわけなんですね。

で、大手の算入するような仕事については、高い落札率で落とすような状況になっておったと。また、合併後の19年度の水道事業に関しましては、落札率は、18年度は75.9%で、18年度は2件ありますか、2件は75.9%と72.2%、それで19年度は73.6%、こういうふうなことで来てるようであります。このように見ていって、非常に疑惑があるんじゃないかというふうに感じるころであると思います。

前回の答弁をお聞きしてましたら、当時は工事が多かったと。だから、落札率が高くなって、現在工事が少なくなったから競争が激化してこのようになったと。ということは、裏返して言うならば、そういうふうな疑いが非常に強いということにもなってくるわけなんですね。

こういうふうなことで考えるのは、非常に私は、余計にそういう点で疑惑を感じてしまうということになりはしないかと、町民の皆さん方も。そういう点で、もう一度これについてお聞きしたいと思うんです。

何にしてもですね、先ほど申しましたけども、旧美里町では、この裏金等で6,000万の数字のわからないものもあるというふうなことから考えれば、きちりと町民の皆さん方に説明できるものにしておくべき必要があるんじゃないかと、このように考えますので、これについてお聞きしたいと思います。

最後に、借地の年貢の問題についてお聞きしたいと思います。

私ども、旧美里町の出身であるならば、この借地の年貢ということについて、現在の紀美野町の借地料、年貢ですね、借地料については非常に、ちょっと違うんですね。例えば美里町では、学校用地ならば無償でお貸ししますと、終わったら返してくださいよというふうな形であったり、あるいは寄附があったり等々、また借地としては非常に安いものであったというふうに思っています。

野上町の方々、いろんな事情があって、また大事な財産であるものをお貸しいただいてということについては、それだけの理由があったと思います。これがなければ町としても行政がやっていけないということで、ご無理を言って貸してもらってると思うんですけども、現在紀美野町で約3,700万ですか、こういうふうな多額な借地料というものを払わなきゃならないということになってると思うんです。昔からのいきさつ、または条件があったかと思いますが、新しい町「紀美野町」になったということから、また財政も以前に比べれば大変厳しくなっているということから考えまして、地主さんに一度お願いするということについて、そういういい時期ではないかというふうに考えるわけでございますけれども、その点についてお考えを聞きたいと思います。

また反対に、町が貸してるところの借地でございますけれども、いろんな事情があって一概にいけないと思います。しかし、状況によっては、これについても、反対に考え直すことも必要なところもあるんじゃないかと思います。

以上の点で、町の財政の観点からお聞きをしたいと思います。

以上、よろしく願いいたします。

(15番 美濃良和君 降壇)

議長(美野勝男君) 暫時休憩いたします。再開は10時40分からです。

休 憩

(午前10時21分)

再 開

議長(美野勝男君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午前10時38分)

議長(美野勝男君) 総務課長、岡君。

(総務課長 岡 省三君 登壇)

総務課長(岡 省三君) 美濃議員の、裏金問題についてのご質問にお答えいた

したいと思います。

この問題につきましては、100条委員会の方で十分調査していただいて、先日提言をいただきまして、それに対しましては12月5日に議長報告させていただいているところでございます。

また、町長が冒頭のあいさつの中で申し上げましたが、12月5日、警察から検察へ書類送検されたというそのときに、早速、同月8日に和歌山検察庁の検事正あてに、弁護士より、本問題についての意見書を提出しているところであります。

内容につきましては、この資金が町に帰属すること、それから段木氏個人のお金ではないことを主張し、和歌山地方検察庁には正義ある決定、住民が納得する決定をお願いしたいとの意見書であります。係争中によりまして本文は紹介できませんが、町民の思いを十分込めた意見書であると思います。

次に、町民への報告会のことでございますけれども、先日警察より検察庁へ書類送検がされたことにより、検察庁の判断を仰ぐこととなります。また、民事訴訟の件につきましては司法の場で争われることになり、係争中でありますので、調査した内容を公表することにより町の不利益になることもあり、裁判の状況を見守りつつ、弁護士に相談の上、ホームページ、広報紙等に掲載いたしたいと存じます。

それから、まだまだわからない点があるという美濃議員の指摘でございますけれども、やはり証拠書類が焼却されているというふうな中で、大変、極めて困難なことがございます。それで、職員の調査をすべきであるというふうなご意見もあったかと思うわけでございます。これにつきましては、職員がかかわったと思われることについては、再度調査をいたしたいと考えるわけでございます。

まああるべき書類が見当たらないということでありまして、そういうことを再度調査、検討をしてみたいと考えますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

それから、防犯灯の電気料が、夜間の使用であるのに昼間料金になっているというところでございます。

この趣旨は美濃議員がおっしゃられてる、安全・安心のための防犯灯であるというふうなことでございますけれども、防犯灯の設置につきましては、現在では、今までの方針を変えることは困難でないかと思っております。

それから、防犯等の使用料金についてご説明申し上げます。防犯灯の使用料金というのは、公衆街路灯ということで、特に料金が安く設定されているというところでございま

す。公衆街路灯にはA・B・Cの3種類があり、公衆街路灯Aは、蛍光灯1灯のワット数により1カ月の料金が変わりますが、1契約につき66円15銭に、その蛍光灯のワット数に応じた料金が加算されることになっています。

それから、公衆街路灯Bは、最低料金が15キロワットまで1契約につき285円60銭と、15キロワットを超える分は1キロワットにつき18円9銭が加算されるようになっているようであります。

それから、公衆街路灯Cは、基本料金1キロボルトアンペアにつき346円50銭に1キロワット当たり15円58銭が加算されるようでございます。

それに変わらして、各家庭の外灯の料金ですが、定額電灯の契約をすることができますが、1契約料金が73円50銭と、公衆街路灯より7円35銭が高くなります。それに、1灯あたりの契約料金が、ワット数に応じて加算されるわけでございます。20ワットまでですと、101円43銭と、公衆街路灯より10円71銭が高くなります。

以上、説明を申し上げましたが、防犯等は昼間料金、夜間料金の区別はなく、公衆用ということで最も安く設定されているということでもありますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

(総務課長 岡 省三君 降壇)

議長(美野勝男君) 総務学事課長、森君。

(総務学事課長 森 勲君 登壇)

○総務学事課長(森 勲君) 美濃良和議員の第3番目の質問にお答えしたいと思います。休校、閉校の跡地政策と今後の学校運営についてでございます。

議員仰せのとおり、休校・廃校となると地域の灯が消える、文化が失せてしまうのではないかというふうに言われてます。まさにそのとおりでございます。教育委員会としては、でき得れば学校を残したいというのは、地域住民ばかりでなく町や教育委員会も同様でございます。

しかし、子供が減ってきますと、いろいろな弊害も起きてきます。子供たちにとっては、友達が少ない、特定の子供としか遊べない。時にはクラスに同級生がいない、学年に子供がいないといったケースも、今見られる場合がございます。将来を担う子供たちのことを考えますと、子供同士の中で切磋琢磨し、成長することも大事であると考えてます。また、小規模校の持つ人間性あふれる個別指導などのよさも大切だというふうに

また、事前に予定価格を公表し、適正に入札を執行したものでございます。

ちなみに、合併前の旧美里町の水道工事の入札で、設計に対する落札率を申し上げますと、先ほど美濃議員が言われましたとおり、平成15年度は82.51%、平成16年度は93.08%、平成17年度は93.39%でございました。

落札につきましては、入札工事ごとにそれぞれの指名業者が設計図書や仕様書並びに現場の状況等を勘案した上で積算され、応札されるものでございますので、工事の種類や現場の状況等によって、入札工事ごとに異なってくるものと思います。

もう一つの質問の、合併前に入札と現在に入札における落札率との差が、単に仕事があるから、ないからというだけで決まるものかということでございますけれども、さきの9月議会で答弁させていただきましたのは、「現在の社会状況は、国や県また市町村の財政状況が極めて厳しく、大幅に公共工事が減少傾向にあり、このことが起因して業者の競争が高まり、落札率が低下しているのではないかと推察しています」と答弁させていただきましたが、あくまでも推測でありますので、仕事の有無だけで決まるか否かはわからないのが現実であり、真相がわからないのが実態でございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

(水道課長 三宅敏和君 降壇)

議長(美野勝男君) 企画管財課長、牛居君。

(企画管財課長 牛居秀行君 登壇)

○企画管財課長(牛居秀行君) 美濃良和議員の5番目のご質問であります、借地料金の見直しについて検討してはどうかとのご質問についてご答弁を申し上げます。

借地契約につきましては、町が地権者にご無理をお願いして貸していただく場合がほとんどでございますが、基本的には貸し手側と借り手側であります町とがお互いに協議し、同意した金額で契約をしていただいております。

議員ご提案の、地権者である貸し手に金額の交渉をして、借地料の減額をお願いしてはどうかとのご提案でございますが、町としても厳しい財政状況の中、議員のご提案はもっともなことと思っております。

しかしながら、契約でございますので、その契約期間中につきましては金額の交渉はできないものと考えておりますが、契約更新時におきましては、町の実情を訴え、買い上げ、または借地料を何とか下げただけのように交渉してまいりたいと思っております。

現在、借地に対します町の基本的なスタンスといたしましては、借地を少しでも減らしていかなければならないと考えてございまして、売っていただける土地については買収させていただき、返せる土地につきましては返還していく方向で検討しておりますので、ご理解賜りますようお願いを申し上げ、簡単でございますが、ご答弁とさせていただきます。

(企画管財課長 牛居秀行君 降壇)

議長(美野勝男君) 15番、美濃良和君。

15番(美濃良和君) ご答弁いただいたんですが、1件だけ答弁漏れです。現金の出金について、町長の経験からどうかということについての答弁がまだいただいておりますので。

議長(美野勝男君) 町長、寺本君。

(町長 寺本光嘉君 登壇)

町長(寺本光嘉君) 答弁漏れで、まことに申しわけございません。

私の過去の経験の中で、実は現金を出したことがあるんかとか、それから予算書にない、そうした項目について執行はどうしたのかというふうなお問い合わせであったかと思えます。

まず、私の経験の中で、現金を扱うということにはございません。また、予算書に上程されてない、そうした件について執行するということは、我々議会制のこれからいきますと、あり得ないことであるというふうに思っております。

以上でございます。

(町長 寺本光嘉君 降壇)

議長(美野勝男君) 15番、美濃良和君。

15番(美濃良和君) 町長も、今そういうふうに、「あり得ないこと」と、こういう答弁をいただいたんですが、実際そうなんです。私もこれ見ててですね、これ何よというふうな感じなんです。1日に300万も出金すると。1日に3回に分けて、90万円台、100万円台、それからさらに50万と、こういうふうな形で300万超えるような出金を現金でするなんてことは、これあり得んと思うんですよ。

で、これはずーっと続いているわけなんです。平成11年から17年の年末まで。最後に696万あまりを、残ったやつを抜いて全部空にしたわけなんですけども、こういうふうなやり方、これ見てて、こうなってる、まさに、以前にも「おぞましい」という

ふうに、私は質問の中で申し上げたんですけども、こういうふうな状況になってると思うんです。

町長、これ今ないということで、町長自身はないということでございましたけども、同じ町長として、これはどういうふうに考えますか。このような現金の出金について。今後、このような形であって、どのようにこの、調査というのは非常に難しいことに来てるわけでございますけれども、本来なら100条委員会で呼んで、その当事者に聞くということが筋なんですけども、本人は答弁しませんでした。また100条委員会もなくなってしまった以上、この中であるんで、感想をお聞かせ願いたいと思うんですね。

それから、1点ですね、先ほども申しましたが、390万の、ある団体を通じて家を買うと。このことについて等もあったんですけども、残念ながら100条委員会で調査に至らずに終わってるんですけども、このこと等についても、やっぱり調べていく等、そんなことが必要じゃないかと思うんですね。こういうことについてどうであるんか、聞きたいと思うんですね。

何にしても、前町長のやり方、最近「裏金を取り戻す会」ですか、そういう会ができて、ニュース見てみましても、かじか荘での一件で、酒を定価で売って、しかもそれに消費税までかけておったと、こういうふうな話があって、それを聞いてると、まだある方はこんなこと言うんですね。当然、段木さんからかじか荘に対して、金もらったんですから領収書を発行したらしいんですけど、その領収書に印紙が付けてなかったんで、職員が自分でその印紙を買って張ったと、こんなふうな話も聞いたんですけども、非常に考えられんようなことがずっとこの町長のもとにされてきてるというのがあると思うんですね。

等々、このようなことを考えますと、非常にルールがないというんですか、全体に何がどうなってるんかわからんという、そういうふうな運営が、私たちも知らんところで行われておったというのが段木町政のあり方であったかと思うんですね。

ちょっとその点から感想をお聞かせ願いたいと思うのと、それから今後この報告にあるように、「可能な限り全容解明に努める」ということについての再度答弁をいただけたらと思います。非常に難しい質問で申しわけございませんが、よろしく願います。

次に、防犯灯なんですけれども、いろいろと答弁いただいたので、この電気料金等についても、私たちも調べていきたいと思います。

あと、先ほどもちょっと申し上げましたけども、大変過疎が進んでいる、しかも電気

料金が払いづらいというふうな状況になっている、そういうふうな地域等もたくさん出てきてるといことも踏まえていただいてですね、町としても何らかの対策をとっていただきたいと思うんですが、そのことについてご検討いただけるんかどうか、その辺について聞きたいと思います。

それから、ちょっと裏金、非常に戻って申しわけないんですが、調査をしていただく中で、資料等のなくなってる問題についても、あわせて調査をするということなので、強力にやっていただきたいと思います。

次に、学校問題なんですけども、私は統合を進めよとか、そういうふうな意味で申し上げてないんですね。あと現在残っている学校については、その運営について、この提言の中で、ビジョンですか、ビジョンの中でも、地理的な条件や地域住民の意向、通学手段等の対策を十分考慮し、現行の小学校5校、中学校3校、将来的には小中一貫校、保育所との連携を視野に適切な配置を検討していきたいということでございますけれども、現状残せるならば一番いいと思うんですね。

そういう点から考えて、いろんな対策等も、今次長さんも申されましたけれども、そういう観点で持っていただくということが一番望ましいと思うんです。その辺についてご答弁いただければありがたいと思うんですが、よろしく願いしたいと思います。

それからあと、水道工事に関する談合疑惑なんですね、談合が悪いことは、もう当然誰も思ってるところだと思います。しかし、この中で真相はわからないと言いしものの、非常に気になるのが平成17年度、これは旧美里町のそういう状況があったのかわかりませんが、下請業者が一社なんですね、そういうところで推移してきてるわけでありまして、そういう点も含めて、この落札率というのが考えられたりしたんではないかというふうなことも考えてしまうわけでございますけども、そういうふうな状況等について、町としての見解、もう一度聞きたいと思います。

借地に関しては、今後努力をお願いしたいと思います。これは要望にしときます。

議長（美野勝男君） 町長、寺本君。

町長（寺本光嘉君） 美濃議員の再質問にお答えをいたしたいと思いますが、まずこの裏金問題についての、こうした現金の引き出し、これについてどうお考えかと。また領収書に印紙等がなかったというふうなことも関連してであろうかと思いますが、私がどう考えるかと申されますと、不可解でありまして、答弁のしようがないというふうなことしか申し上げようがないと思います。

したがいまして、その後、可能な限り全容解明をしていくということにつきましては、今後もなお特別対策室を中心にしてまいりたいんですが、これはもう議員もご承知のとおり、おのずから限界がございます。そんな中で、いかにして今後進めていくか、それをさらに検討してまいりたいと、そのように考えております。

それと、書類がなくなっているということについて、再度調査検討してもらいたいと、こういうご要望であったかと思えます。これについては事情聴取等も踏まえて、一遍検討してまいりたいと、このように考えるところでございます。

以上でございます。

議長（美野勝男君） 総務課長、岡君。

総務課長（岡 省三君） 防犯灯の件でございますけれども、財政が大変厳しいという中で、どうやったら経費を削減できるかというふうなことで検討しているところでございます。

経常的経費が非常に増えてるという中で、今後そういったことに対してまた増やしていくということは、ちょっと一考することではないかと考えております。

大変困難であると、そのようにお答えいたしたいと思えます。

議長（美野勝男君） 教育長、岩橋君。

（教育長 岩橋成充君 登壇）

教育長（岩橋成充君） 学校というのは、公民館とか診療所とか保育所等の総合的な情報の発信の場所だと思うわけですが、児童の生徒数が少なくなってくると、そういうことでやむを得ず統廃合したと、それが加速していくという悪い循環になるかと思うわけですが、教育というのは、未来に責任を持って子供を健全に育成していくという大きな使命があるわけですが、先日も、学校をどう支援していくか、地域とのコミュニティをどうしていくかということで、国の事業及び県の事業の全額お金をいただいて、町内で2カ所で、そういう会で、この中央公民館で集まいただきました。県下では一番たくさんの方が集まってくれてということで、県の評価も受けて、非常にいい組織で地域づくりをしていくと。それを今度は、来年度は3カ所で、すなわち中学校区、長谷毛原と美里と、それから野上中、この3カ所でその3年間どう考えていくか、コミュニティづくり、支援していくというそんな事業も、プラス一つを増やしていきたいと考えています。

私たちは、長谷毛原の問題、小川の問題のご指摘がありましたが、新町の教育ビジョ

ンということ、19年度に12名の方々、地域別に参加していただいて、いろいろの意見も聞かせていただきました。先ほどの議員からも読んでいただいたように、その地域に合ったような学校づくりというものをしていかなければいけない、最終。そんなに思っているわけですが、例えば、教育委員会としてはその学校を充実していく、子供を学校に預けて、そこでしっかりした教育ができるということが一番大きな課題であるわけですが、例えば小川小学校なんかでは、筑波の、向こうの先生方が研究等を支援してくれまして、本年度小川小学校からの本が出版されることになりました。それは、複式の学級でどう子供を育てるかということで、和歌山からの発信、そういう本を、ここはしっかりしたことをやっているの、本を出そうやないかということも指導を受けて、現在出版準備をしているところで、2月に研究会の発表をし、県下から注目されているところであり、どの学校においても、そういう研究を進めて進んで来ております。

そういうことで、時代に流されることなく、攻めの行政ということも非常に大事なことかなと思うわけですが、例えば昭和20年6月に弾力的な運用ということで、今まで学校の休校、廃校した後の使用については非常に制限があったわけです。補助金を受けて建設しているということで。しかしながら、弾力的運用が可能になりました。

そういうことで、例えば地元の民間事業と行政が連携して、その工場として廃校の学校を活用してもいいぞという項目もできたり、それからIターン、Uターンのために町営住宅として活用しているということも可能であったり、それから体験型の宿泊施設として利用してもいいと。いろいろな国も、私たちの町だけじゃなしに、全国的なこういう傾向の中で、国もそういうことに弾力的に運用する方向になっています。

まあそういうことで町興しとともに産業を興したりしながら、地域の人たちの知恵や情熱、熱意によって、その地域の活性化とともにまちづくりをしていく必要があるかなと、そんなに考えているところであります。

(教育長 岩橋成充君 降壇)

議長(美野勝男君) 水道課長、三宅君。

○水道課長(三宅敏和君) 美濃議員の再質問にお答えをさせていただきます。美濃議員が言われましたように、談合は絶対よくないということは、私も同感でございます。

そういうことで、現在の紀美野町も同様、旧美里町時代におきまして、談合対策としまして工事ごとに指名業者に指名競争入札、執行通知書を郵送いたしますけれども、そ

の中で入札参加業者は、私的独占の禁止、及び公正取引の確保に関する法律等に抵触する行為を絶対行ってはならないという文言を記載し、徹底を図ってきたところでございます。

そういうことで、現在まで談合情報は聞いたことがない状況でございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

それから、平成17年度におきまして、下請業者が町内の業者1社であったということでございますけれども、これは、請負業者の考えで下請業者を決めていくものでございますので、役場といたしましてはこの辺がわからないのが現状でございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

15番（美濃良和君） 私、質問がうまく伝わってなかったみたいなんですけど、水道の工事で旧美里時代の15年、16年、17年と下請業者が同じ業者であると。これは美里町における、そういう事情であったというんですか、そういう1社しかないという事情であったということであるのか知りませんが、そのところが非常に気にかかるので質問したわけでありまして。

○水道課長（三宅敏和君） 旧美里町時代に下請業者が1社であったと。3年間同じ業者であったということでございますけれども、これが談合につながるというようなお話のように聞こえるんですが、先ほども私が言いましたように、落札業者、請負業者が下請業者を決定するものでございますので、そういったことについては、役場といたしましてはわからないのが現状でございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

議長（美野勝男君） 15番、美濃良和君。

15番（美濃良和君） 防犯灯について、経常経費を減らしていくということで、そういうことで新たにそういうところにお金を使うことは困難であるというふうな意味合いの答弁であったかと思っております。

防犯灯にかかわらずいろんな問題、安心・安全1個をとってもですね、いろんなところがあるかと思っております。しかし、どうあれ一つの大きな課題であることはありますから、これで町の財政が厳しくなるからできないということにはなりにくいんじゃないかと思うんですね。

かえって、その認識ですね、一般の、そういうふうには人のいないそういうふうな山間地の高齢者がどんな状況にあるのかということについての認識の点がどこまでいってお

られるのか、その辺についてもう一度、答弁できなかつたらいいんですけども、調査を十分にして、認識を強めてもらいたいと思うんですね。それをまず申し上げて、答弁できなかつたらいいですよ。申し上げておきたいと思います。

それから、いろいろと学校等については考えていただいているようなので、できる限り現状のままですばらしい教育をしていくということについてですね、これは学校だけではできない部分もあると、先ほど申しましたけども、そういう点で、総合的な点からもう一度、産業課長さんもお答弁もらえたらありがたいんですが、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、談合問題ですね、私は下請が1社であるから談合であると、こう言ってませんよ。これはちょっと気になるということであつたんですけども、先ほどの答弁は、それはよくわからんということであつたので、これはまだ私としてはちょっと、何でこういうふうな落札率であるかということについて納得ができませんけども、これ以上答弁ができないということでしたら、それでおさめなきやなりませんけども、まあ納得ができないままにということだけは申し上げておきたいと思います。

以上、そういうことで、2点よろしくお願ひします。

議長（美野勝男君） 町長、寺本君。

町長（寺本光嘉君） 美濃議員の再々質問にお答をいたします。

まず1点目の、質問にはなかつたかと思いますが、今「町民の金を取り戻す会」ということで、いろいろ町民の皆さん方が立ち上がって、活動されておるようでございます。私も耳には入ってきております。

そんな中で、やはり議会も、そして町執行部もこれは返還すべきという格好で、司法の場へ、今書類を提出してある、そんな状態の中でございますので、これからもこうした町の金を取り戻すと、返還をしていただくんだという姿勢は私も貫いてまいりたい、このように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

また、2点目の防犯灯、これにつきまして、議員おっしゃられるとおり、本当に紀美野町と申しますのは、全体で128キロ平米というふうな広大な土地の中に、人口がわずか1万1,350人あまりという非常に過疎、と言いたくはないんですが、そうした中に点在をいたしております。

そんな中で、やはり議員ご指摘のとおり、防犯灯というのは必要性はわかるんですが、この広大な土地の中で、それじゃどこへ立てていったらいいんよというふうなこともあ

ろうかと思います。決して私ども、そうした認識がないというのではなくて、今後ともやはり支出等も考え合わせながら、検討を進めていきたい、このように考えておるところでございますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

それと、3点目の休校に絡む地域対策ですね、これについてでございますが、まちづくりの観点からどうかとおっしゃられておったと思ひます。これにつきましては、もう議員ご指摘のとおり、やはり学校が閉鎖されると、子供たちの声が地域でなくなると。そして、地域におきましては非常に寂しいというふうなことになるてこようかと思ひます。

当町といたしましては、できるだけ跡地の利用について種々検討を行い、現在5校閉校いたしておりますが、そのうちの3校におきましては、ご承知のとおり新しい校舎利用として、まず慶風高校、そしてりら創造芸術高等専門学校、そして上神野小学校には林研グループの展示室と、そして研修室、これを設けておるところでございます、校舎の再利用を図っておるところでございます。

今後とも、学校関係だけではなくて、福祉施設等も含めて、そうした施設の再利用、そして地域に活気を持たせていく、そうした政策を進めてまいりたい、そのように考えておるところでございます。

また一方では、まちづくり協議会ということで、先ほども議員から申されておりましたが、空き家の調査を現在進めておるところでございます、そしてこれによりましてIターン、Uターンの受け入れ体制を整えながら、今後とも進めてまいりたい。そのように両面において進めてまいりますので、ひとつ議員の皆さん方におかれまして、さらなるご協力、またご尽力を賜りますようよろしくお願い申し上げまして、答弁といたします。

ありがとうございました。

議長（美野勝男君） これで、美濃良和君の一般質問を終わります。

続いて、1番、田代哲郎君。

（1番 田代哲郎君 登壇）

1番（田代哲郎君） よろしくお願ひします。

まず、質問の第1点目で、疾病予防への町の取り組みについてお伺ひいたします。

今年の4月から、75歳以上のお年寄りを、国民健康保険や健康保険などから切り離して囲い込む後期高齢者医療制度が始まりました。さらに、健診でも、多様な病気の早

期発見、それから早期治療を目的に、それまで行っていた基本検診にかわって特定健診、保健指導が導入されました。

特定健診、保健指導は、40歳から74歳までを対象に、メタボリックシンドロームを減らして医療費を適正にするのが目的とされ、検査の内容にも、国による厳しい基準が設けられました。検査値が一定の値をクリアしなければ保健指導の対象となり、そのクリアすべき基準というのは、例えば腹囲が男性で85センチ、女性で90センチ、空腹時の血糖値が100ミリグラム/デシリッター以下、それから平均血糖値と、これは、ヘモグロビンA1Cというのが5.2%以下とか、中性脂肪が150ミリであったりという、そういうふうに非常に厳しい基準が設けられています。

健診はそれぞれの保険者が実施するので、町は国民健康保険の加入者を対象に行っています。受診率や保険指導の実施率が低いと、財政的なペナルティが科せられることになっています。他の町村と一律に比較するのは問題がありますが、本町の昨年度までの基本健診の受診率はそう高い方ではありません。各種のがん検診もそんなに高くない状態で推移してきました。

一方、高齢化率の伸びを反映してか、国民健康保険の被保険者1人当たりの医療費は増え続け、紀美野町は九度山町に次いで、和歌山県下で2番目の値になっています。また、被保険者に占める糖尿病患者の数も、高い方の部類で推移しています。被保険者が治療中の病気を年齢別に、今年の5月に限定して見てみますと、悪性新生物、つまりがんは50歳から徐々に増え、60歳代でピークになっています。虚血性心疾患、脳梗塞、脳出血、高血圧などを含む循環器系の疾患も、50歳代ごろから増え初めて、60歳代、70歳代と年を重ねるごとに急激に増えています。

国民健康保険の医療給付を減らすためにも、疾病予防や早期発見、早期治療が大切と考えられますので、そのためのきちとした施策が求められるのではないかと考えます。

そこで、特定健診が始まってから今日までの受診率の推移や、保健指導の効果を上げるためにどんな取り組みをされているのか、現状の取り組みについてお尋ねいたします。これが第1点です。

次に、地域における小さな小売店への支援についてお伺いします。

ご承知のとおり、アメリカから発した金融危機によって急激な景気の悪化が、働く人たちはもとより中小零細企業に深刻な打撃を与えています。カジノ経済、私たちはばくち経済と呼んでるんですけども、そうしたものの破綻のツケが国民に回されていて、年

の瀬を迎えて大量の失業と中小零細企業倒産の可能性が現実化しており、雇用と中小零細企業を守るため、国などによる緊急の具体策がまとめられています。これは、先般から国会でも議論の的になっているのはご承知のとおりです。

自動車産業や電気産業などを初めとする大企業が、派遣社員や期間工などの非正規雇用を、労働者の大量解雇を次々に発表して、派遣切りや雇いどめのあらしが吹き荒れています。また、中小零細企業の経営も急速に悪化し、10月の倒産は6年ぶりの高水準となっています。民間の調査機関によれば、資金繰りが一層苦しくなっており、このまま放置すれば、年末に向けて膨大な中小零細企業が倒産の危機に追い込まれるというふうに報告されています。

こうした傾向は地方にも波及して、地域経済に深刻な影を落としつつあります。身近な小売商店なども軒並み疲弊し、売り上げの減少や仕入れ価格の高騰などで経営難に陥り、衰退が進みつつあると考えられます。

11月の下旬から12月初めにかけて、旧野上地区内に限定して小売商店42店舗にアンケートを配付し、簡単な実態調査を試みてみました。回収できたのは52%ほどでしたが、すべての店で、5年前に比べて売り上げがかなり減っており、半分以上に落ち込んだ店も18%ほどありました。その理由としては、周囲の人口減や住民の高齢化を挙げる人が最も多く、景気の悪化の影響とともに、過疎の町にあるという実情を反映していると考えられます。

今後の見通しについても、「何とか続けられる」が54%あまりでしたが、「続けるのが限界」という27%と「廃業したい」という18%を合わせると、45%程度の店がかなりの危機的状態になってるのではないかというふうに察せられます。店を営む人の高齢化が進んで、70歳代が41%あまりと最も多く、60歳代以上が72%を占めています。ほとんどが創業30年以上の店ですが、後継者難で、「後継者がある」と答えた店は27%にとどまっています。車にあまり乗らないお年寄りにとって、近くに点在する小売店は、歩いていける身近な店としてなくてはならない存在になっています。

また、高齢者が集まるふれあいの場でもあり、町としてこうした商店の支援策をどういうふうに考えておられるのか、お聞かせ願いたいと思います。

それから、第3点として、文化財や天然記念物などの町指定についてお伺いします。

紀美野町は自然の風土や歴史、文化に恵まれており、郷土遺産や学術的に価値の高い動植物が豊かです。例えば小畑の野上八幡宮では、1025年に創建され、根来衆に襲

われて、1541年に一度は焼失ということに私たちは認識してたんですが、この野上八幡宮史によると、2回ないしは4回の焼失があって、最後に焼失したのが根来衆に襲われたときということになっています。1570年代に再建された本殿や拝殿など、6棟の建造物と太刀など多くの宝物が、文化財として国や県の指定を受けています。

また、野中にある十三神社というそうなんですけども、本殿など国の重要文化財であることはよく知られています。さらに、古文書や彫刻、梵鐘の類とともに、カヤや白樫などの自然の樹木や甕穴などが天然記念物に指定されています。

そうした文化遺産は、ふるさとの長い歴史の中で生まれ、守り育てられてきた貴重な財産であります。郷土の歴史、文化など、正しい理解のためには欠くことのできない教材でもあり、調査し保存するとともに、豊かなまちづくりの資源として生かしていくことが求められています。また、次の世代に受け継いでいく責任も私たちにはあり、そうした作業は、まさに行政が主体となって取り組むべき事業ではないかというふうに考えます。2004年、平成16年の文化財保護法の改正では、棚田や里山など文化的景観や鍛冶、船大工といった用品などの製作技術も、民族文化財として指定や登録の対象になったため、その枠が大きく広がりました。

この紀美野町にも、国や県の指定を受けた文化財だけではなく、貴重な先人の遺産やかけがえのない自然が数多く点在しています。さらに棕櫚細工などのすばらしい伝統工芸技術も受け継がれていますが、こうした財産は放置すれば失われていく宿命にあり、掘り起こしとともにしっかりした保護策が必要ではないかと考えます。私たちが住み、暮らし続けるこの地域をより深く知り、先人が残した遺産とのよりよい関係の中で育んでいくためには、町としても確かな施策が求められるのではないかと考えます。

そこで、町指定文化財の現状と、保護条例を活用した積極的な指定に取り組まれる考えはないかをお伺いします。

最後に、和歌山県新行財政改革推進プランについてお伺いします。

和歌山県は、今年3月に「長期総合計画が示す将来像実現のため」ということで、強固な財政基盤が必要であるという理由で新行財政改革推進プランを策定しました。08年度、平成20年から2012年と平成25年度の5年間で、収支不足による基金の取り崩しを段階的に減らし、財政収支の均衡と合わせて早期健全化団体や財政再生団体への転落を回避するというのが主な理由です。

9月には、「新行財政改革プランの実施について」を発表し、来年度以降に、毎年1

0億円ずつ削減額を増やしていき、5年間の累計で150億円の削減を目指す「事務事業の見直しの細目についての素案」を明らかにしました。来年3月までに結論と方向性を出したいとして、意見を募っています。

その内容は、県有施設、外郭団体、補助金の見直しを三つの柱とし、それぞれ縮小、廃止、民間譲渡を検討するとしています。主なものは、難病子供保健相談指導センターや県営住宅など、県有施設の運営体制として、指定管理者の導入や外部委託、民間譲渡の検討、さらに県立医科大学や社会福祉協議会など、外郭団体への財政支援や人的支援の縮小の検討、そして廃止、縮小を検討する補助金として、合併浄化槽設置整備事業補助金、市町村が実施する公共事業に対する県の独自補助、地域ブランド支援事業補助金、私立専修学校運営事業費補助金などを上げています。

このうち、いわゆる合併浄化槽への補助金については、この7月に業界団体から、拡充を求める要望が出された矢先の縮減になっています。

また、来年8月から実施するという方向で、老人、重度心身障害、精神障害、ひとり親家庭の医療など、福祉医療制度の見直しを行うとしています。重度心身障害者、精神障害者、ひとり親家庭に、それぞれ通院医療費1回500円、一つの医療機関当たり通院月額1,000円、入院月額2,000円を上限とした自己負担を求めるほか、経過措置を設けて、67歳から69歳の老人医療助成を廃止するという事です。

こうした改革プランが実施されれば、町民の生活だけではなく、町の行財政運営にも重大な影響を及ぼすと思われます。

したがって、町として和歌山県新行財政改革推進プランの実施に伴う町民生活や行財政運営に対する影響をどのように予測し、どういう対応をされたいと考えておられるのか、その辺の考えを伺わせていただきたいと思います。

以上、4点についての質問、よろしく申し上げます。

(1番 田代哲郎君 降壇)

議長(美野勝男君) 保健福祉課長、井上君。

(保健福祉課長 井上 章君 登壇)

保健福祉課長(井上 章君) 田代議員の質問の1点目の、疾病予防への取り組みについてお答えします。

高齢者の医療の確保に関する法律により、平成20年度より糖尿病等の生活習慣病予防に着目した特定健診、特定保健指導が始まりました。

また、がん検診については、20才以上の全町民を対象に、集団検診と個別検診として実施しているところでございます。

受診率向上の施策については、健診の無料化や日曜健診を増やすことや広報の徹底、各種団体へのPRなどの啓発に努めました。受診券を個人あてに通知し、PRに努めました。また、開業医等医療機関と連携しながら、受診率向上に努めているところでございます。

徴収していた自己負担金については、特定健診は無料で、がん検診も40才以上は無料としました。がん検診の20才から39才は、各検診500円程度の自己負担となっています。現在の受診率は、特定健診で12.6%と、低い水準になっています。その反面人間ドックは伸びておると、こういう結果でございます。

各種がん検診の受診率は、現時点で、平成19年度と比較して少し低い値となっています。特定健診結果説明会では、参加者全員に啓発を行い、特定保健指導として取り組み始めているところでございます。新しい事業でありますので、特定健診のPRに努めるとともに、ポピュレーションアプローチに努め、海南医師会を初め各種機関等にご協力いただきながら受診率向上に努めますので、議員各位のさらなるご指導、ご協力をお願いいたします。

以上です。

(保健福祉課長 井上 章君 降壇)

議長(美野勝男君) 産業課長、増谷君。

(産業課長 増谷守哉君 登壇)

産業課長(増谷守哉君) それでは私の方から、田代議員の2番目の質問の、地域における小さな小売店の支援についてご答弁をさせていただきたいと思っております。

町内には、衣類、食料、自動車などの生活用品を販売する商店が、約160店ほどございます。これら商店の多くは、家族経営という小規模な商店が多く、また顧客につきましても、その商店周辺の住民という、限定されたお客様で成り立っております。

特に近年では、地域の人口減少や後継者不足、また町外での大型商店が幾つも建設され、最近の景気悪化も重なりまして、商店を取り巻く環境は、さらに厳しさを増しております。

このような状況下でございますが、地域住民の生活の維持、また活力ある町の発展に重要な役割を果たしている、こうした小規模商工業の振興は、非常に重要なことと考え

てございます。このため町としては、町内の全商店の約 85%に当たる 137 店が入会し、会員総数が 400 名を有している商工会に対しまして、紀美野町商工振興事業補助金交付要綱に基づきまして、支援のための補助金の交付を行っているところでございます。本年 20 年度におきましては、補助金 1,220 万 7,000 円の交付を行ってございます。

なお、町の商工業の公益法人である商工会は、町内の小規模事業者への支援を目的として、経営・金融・税関係の経営、運営に係る全般の相談指導を行うとともに、国、県等の各種事業の実施の窓口としての役割を持っている団体であります。またこの 10 月 31 日から始まった中小企業の資金繰り支援のための緊急保障制度においても、相談窓口を迅速に設け、事業者への指導を行っていただいているところでございます。

田代議員お尋ねの、商店への町としての支援策につきましては、今後ともこの商工会への補助金による支援を行うとともに、商工会と町が連携をしながら、国並びに県の制度資金の活用や、今後の緊急的な支援制度事業の積極的な情報の収集と提供を行い、それら事業を活用していただいて、事業者の経営安定化を支援するとともに、経営基盤の強化を図ってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

(産業課長 増谷守哉君 降壇)

議長(美野勝男君) 総務学事課長、森君。

(総務学事課長 森 勲君 登壇)

○総務学事課長(森 勲君) 田代哲郎議員の 3 番目の質問にお答えいたします。

文化財や天然記念物などの町指定についての質問でございます。

紀美野町内には、国の重要文化財が 10 点、県指定文化財が 11 点、町指定文化財が 1 点あります。これは無形文化財の小川地区の梅中傘踊りでございます。議員ご指摘のとおり、今、町指定文化財が少ないのが現状でございます。

文化財の掘り起こしにつきましては、県の文化遺産課と協議の上、進めている現状でございます。町内からの問い合わせもでございます。しかし、文化財の申請になると、話が途絶えてしまうこともあります。

例としては、美術工芸品で、寺の阿弥陀如来座像等でございます。特に、住職不在の寺で盗難になったケースがございます。こういったケースがあるため、名前を出さないといったようなことが原因になっているんじゃないかなと思います。また、無形文化財

では継承する人がなく、申請までに至らないケースがたくさんございます。

そのほか、指定文化財になると補助金が出ますが、補助金が出るのとともに、町等の何らかのイベントに出演を依頼しているというのが現状でございます。これで、今のところ出られないといったようなこともございまして、遠慮したいというような申し出もございます。町としても改善せねばならないところもあるんですけども、できればそういう面については出演してほしいなという面もあります。

現在、町内の大樹を含めた文化財の看板について調査を行っているところでございます。整備していききたいというふうを考えまして、来年度予算への計上を考えています。また、美里の町誌を現在整備していますが、この中で、近代に入りましたので、特に文化財の整備が出てきます。これを考慮して考えていききたいというふうに思っております。また、その際には、町史編さん委員会、文化財審議委員会で取り上げさせていただきまして、検討していききたいというふうに考えてございます。

なお、平成22年度には、県立博物館において紀美野町の文化財を含めた歴史と文化の全体像、県では仮称として「棚田とみほとけの里」という仮題をつけてございます、が展示される予定になってございます。これに向けても、町の文化財の調査を、県とともにしていきたいというふうに考えてございます。

以上、簡単でございますが、答弁とさせていただきます。よろしく申し上げます。

(総務学事課長 森 勲君 降壇)

議長(美野勝男君) 副町長、小川君。

(副町長 小川裕康君 登壇)

副町長(小川裕康君) 私からは、4点目のご質問にお答えいたします。

ご質問の中で、議員から詳細に述べていただきましたので、答弁がご質問と重複するところにつきましてはご了解いただきたいと思います。よろしく申し上げます。

和歌山県は本年3月に新行財政改革推進プランを策定し、事務事業の見直しを行うことなどにより、毎年10億円、5年間の累計では150億円の歳出削減を行うということを発表いたしました。平成17年度から平成21年度を対象期間とする現行の改革推進プランよりさらに一層の改革を推進するために、旧プランの実施期間中に新しいプランを策定するという一方で、極めて厳しい県財政の状況がうかがえるところでございます。

また、9月にはプランの21年度実施案として検討されている具体的な項目が示され

たところでございます。大別すると、県有施設に係るもの、また外郭団体に係るもの、そして補助金の廃止、縮小や見直しに係るものの3点でございます。

議員質問の、町民の生活と町行財政運営に及ぼす影響についてであります。このうち3点目の補助金の廃止、縮小や見直しに係るものが直接影響を受けるものと思われま。特に大きなものとしましては、福祉医療制度が見直しの検討すべきものとされております。重度心身障害者医療費など四つの福祉医療費では、当町の平成19年度の給付総額では、約1億2,600万円となっておりまして、そのうち2,970万円が県補助金となっております。

見直し案では、重度心身障害者医療費、及びひとり親家庭医療費助成に自己負担を導入していくといったものであります。自己負担額については、現段階では通院1回500円、月最高1,000円、入院については月2,000円といった案が示されてございます。また、合併浄化槽設置補助金が廃止、縮小を検討すべきものとされております。平成19年度実績では50戸に対して2,200万円の補助をしておりますが、そのうち1,290万円が国、県からの補助金でございます。

見直し案では、改築事業に係るものは従来のもので、一方新築家屋に係る補助金については廃止していくといったものでございます。当町の19年度の実績では、半数以上が新築家屋であり、県補助金の対象外となりますと、改築に比べて大きく補助金が減少するといったこととなります。町財政が大変厳しい状況の中で、平成19年度から平成23年度を対象期間として、紀美野町集中改革プランを策定して実施しているところでございます。

このような状況の中で、福祉医療にかかる自己負担の導入や町民の生活に大きくかわる補助金の廃止、縮小につきましては、今後存続していただくように、既に県町村会を通じて強く働きかけを行っているところでございます。

以上ご答弁とさせていただきます。ご理解のほどよろしくお願いたします。

(副町長 小川裕康君 降壇)

議長(美野勝男君) 暫時休憩いたします。午後1時20分から再開いたします。

休 憩

(午前11時53分)

再 開

議長（美野勝男君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（午後 1時20分）

1番、田代哲郎君。

1番（田代哲郎君） それでは、再質問させていただきます。

疾病予防の特定健診への取り組みですが、受診率、今のところ12.6%と非常に低い、確かに低いんですが、大都市部、特に和歌山市等についてははっきりした数字は覚えてないんですが、一けた台の受診率なんです。それに比べると、まだ12.6%というのは、他の町村がどういう状態か、ちょっとこれも調べてみる必要があると思うんですけど、めちゃくちゃに低い率でもないかなという気はします。

しかし、全体からすると、非常に低い率で、それからがん検診も無料にした割には、やっぱりちょっと受診率が上がってないかなという、日曜健診とかもやってもらってるんですが、あまり、全体に低目かなという感じですね。

ということで、特定健診については、もともとは疾病の早期発見、早期治療ということが目的で、いろんな項目があってやってたんですけど、特定健診になってから基本健診と変わったのは、メタボリックシンドロームというのを減らすという、特に腹囲を減らせという、おなかの周りのあれを減らせということで、そういうことで医療費がかからないようにということを目的にやってるんで、健診の内容もかなり間引かれたんですね。心電図がなくなったし、それから赤血球、白血球を調べる、いわゆる貧血の検査もなくなったし、肝機能や腎機能とか、何よりもお酒飲む人には敏感な尿酸などの検査もなくなってるんで、そういうこともあって、あまり役に立たないと、疾病予防に役に立たないという認識もあるのかなというふうに思います。

で、これは国の方針が悪いので、そんだけの幅やないと補助出さないよということなんで、町の責任ではないんですけど、やっぱり上げるための取り組みが要るかなというふうに思います。

それから、こういう過疎地の場合、健診を受けたくても受けにくい、中山間地域に住んでる人たちのことも考えなあかんのかなという気もします。ただ、40歳から74歳までという年齢制限があるんで、そんなに、来ようと思えば来れる人も多いのかなと、でも来ないのかなという気がします。

それで、国民健康保険については加入者が非常に、この町、こういう過疎化した町では高齢者が多くて、それだけ保健指導にかかっても、最初みんな受けてくれて、保健

指導の対象者も多くなると考えられますので、医療にかかる人たちの負担が増えるということは否めないというふうには思います。

だから、その辺のマンパワーの問題も考えとかんなんのかなと。それで、本格的に疾病予防に取り組むためには、やっぱりマンパワーの充実という問題を考える必要がないんかどうか、保健指導に思い切ったお金をかけていくということで、マンパワーをもう少し充実させるという考えがないかどうか、第1点として。

それから、これは国の検査メニューが非常に削られてるんで、やっぱり2次予防ということで、早期発見して早期治療するという、軽いうちに治療するということから考えれば、やっぱり町として検査内容を独自に追加するという、これをやってる市町村もあるんで、従来の基本健診のところまで増やして、せっかく無料にしたんやから、それを、これは特定健診でもお金を取ってる自治体もあるんで、検査項目を追加してね、心電図であったり、貧血の検査であったりを増やしてやるということは考えられないのか、その点についても、この二つの質問をこの件についてはよろしくお願いします。

小売店への支援ですけど、大きな自治体、ここでそういうのを参考にしてもあまり参考にはならないかと思うんですけど、例えば東京の世田谷区などでは、零細資金緊急特別融資事業というのをやってて、従業員5人以下の小売サービス業を対象に、限度額500万円の運転設備資金の融資というのをやってるそうです。返済期間5年で、利率は0%になってる。こういうのはできなくても、数ある町村の中には、やっぱりそういう支援策を何らか考えてるとこもあるだろうと思います。

アンケートをとって実施してほしい支援策として最も多いのが、定住者支援の充実ということと、大型出店規制という、多いというてもそんなに数があるわけでは、母数が少ないんで言えないんですけど、アンケートの限りではそういうのが、特に若い夫婦のための住居の支援をしてほしいというのがありました。

で、定住者の支援というのはさまざまな、ほかの施策と組み合わせて考えんなんことなんで、子育て支援であったり、医療、福祉、教育、住居の充実などを視野に考える必要があると思います。

先日、この問題で、いわゆる商業施策とそれから文化財の問題が出て、九度山町へ昨日ですか、行ってきたんですけど、そこでは木造2階建ての新婚者向け住宅を町で建てて、家賃は民間の半額で貸し出す予定があるということとか、ここも子供の医療費は中学卒業まで無料にする予定だという話でした。

それから、先ほど美濃議員の方から質問された学校の統廃合の問題も、ここでは生徒が一人になっても学校の統廃合はしないという方針でやってますと、過疎地の学校に不登校の生徒を受け入れるということは、これはもう既にやってるとのことでした。それも一つの事例で、そういうことをやってる町もあるということです。

アンケートには、非常に、もうあきらめるしかないとかね、国や県や町、それから議員も、そんなもんあてにならんというようなことを書いてきた人もありましたが、やっぱりそういうことに本気で守るといふんか、支援をやってくれる気があるんかという疑問もあると思います。で、この町の商工費は決算委員会でもお尋ねしたんですが、0.4%という数字なんで、そういうこともあるんだろうと思います。

で、町の事務用品などの発注で単価契約をしている町内業者の比率というのは、半分以下ですよ。品目によって町内で調達できないものも、事務用品とかはあるとは思いますが、でもそういうことがあってそういうふうになってるんやと思うんですけども、そういう単価契約なんかも、やっぱり町内でね、なるべく役場で必要なものは調達するというふうにはできないものかとか、随意契約活用のどこ、幾つもの自治体があって、小規模工事等契約希望者登録制度というの、この町にあるかどうかはきちっと確認はしてないんですけども、そういうのんもどうなんかと。

それから、さっきの答弁でありました緊急融資セーフティーネット5号というやつで、中小企業庁が出してる別枠融資なんですけど、それについても周知がきちっと商売人の、商売されてるところへちゃんと行き届いてるんかなと、こういうものがあるということ、だからそういうのも危惧します。

それから、この町では個人商店で、独自に商品券を発行してる店もあるんです。そういうことで、お客さんを何とかつなぎとめようということで、この店だけにしか通用しないという商品名をつくったりして試行錯誤してる店もあるんで、そういう努力が何とか報いられるようになればいいなというふうに思います。

そこでなんですけど、町内の地場産業や中小零細企業を対象に、一度、どんな支援策を希望してるのかとか、その実態、健康状態、年齢とか、どんなことに困ってるのかとか、そういう、県の調査というのは一通りのがあるんですけども、そういう町独自に調査表つくって、具体的な実態調査をされる考えがないんかどうか、この点についてをお伺いします。

次は、文化財ですけど、これも、この質問を考えたときに、このテーマで質問しよう

と考えたときに、古座川町と九度山町、近くではこの二つが非常にそういう遺産、歴史遺産の掘り起こしに力を入れてるということで、担当者に伺いに行ってきたして、古座川町では町長さんも会ってくれて、いろいろ話をお伺いしたんですが、そういうことを地域の振興にきちっと結びつけていくというんですか、そういうことに非常に熱心に取り組んでおられるということでした。

で、どういう基準や価値観で、文化財を掘り起こしていくかということだと思っんです。町の指定ということであれば、その指定に値するかどうかというのは、町の文化財保護審議会が決めるわけですから、そこはいろんなもんを、こういうのどうやって提案するのは、町がそういうことの重要性を認識するかどうかということだと思っんです。別にそれという制限があるわけではないんで、だから日頃は見過ごしているものの中にやっぱり付加価値をつけた方がいいもんもあるし、そういうのをどんどん上げていったらええと思っんです。

例えばレッドデータブックに載っているとかね、そうでなくても貴重な動植物やとか、それからここにある野上町史、ずっと前に発行された分ですけど、そういうのには野上八幡のいちい榎の群生、これも早くから野上町史に載せて、価値があるよというアプローチもやってるし、それから柴目地区に何か大きなケンポナシの大木があったり、中には大観寺のイチョウ道とかね、いろいろ情報を提供してくれる人もあります。円明寺のケヤキであったり、あれも一遍見に行ったんですけども、非常に大きなものでびっくりしました。で、まあそういうのも、どんどん情報提供求めればいろいろ教えてくれるところもあると思っんです。それから、見かけなくなった老木、いわゆる雑木みたいな、例えばムクの大木なんかちゅうのもね、最近は非常に減ってます。あれは、この町として大事やと考えたら、そういうのもやっぱり書けるんちゃうかなと。昆虫などの中にも随分減ってしまった種類が多いし、そういうのも学識者に調べてもらえばかなりわかるんじゃないかと思っんです。

で、文化財や天然記念物指定にこだわらなければ、いろんなものがあると思っんです。

それから、菅沢にある安永の寺領一揆で処刑された庄屋弥一郎さんの墓というのも、レプリカをつくって保存して、文化財にしていったらという話もあるんですけど、そういうのも、民話とかね、歴史的なエピソードとか。

だから、いろんな地域の資源とか人的資源なんかの力を借りれば、知識人であったり、早い話が文化財保護審議会に参加してきてもらってる人たちにそんなないかとかとい

うことで、それから教育長さんもずーっとおっしゃってたんですけども、大成高校の教育法なんで、高校生が自分の周りにある価値のあるものをウォッチングして回るとかいう取り組みも報告されてました。

だから、自分たちの住んでる町にどんな、いわゆる貴重なものとか資源、そういう先人の遺産があるかということを知らないということは、ふるさとの価値自身を知らないという、わからないということに結びつくと思いますんで、そういうふうにあらゆる人的支援とか方法を用いて、歴史遺産や貴重な動植物の掘り起こしに取り組む考えがないかも、再度お伺いいたします。

4点目ですけども、例えば補助金の見直しのところが一番問題だというふうに言われたんですけども、当初予算では浄化槽、この町、紀美野町の当初予算で浄化槽設置、整備補助金というのは、1,233万8,000円ということで計上されてます。それで、こういうのは国3分の1、県3分の1、市町村3分の1で、年間に50基程度の補助ということで、答弁にもあったように改築に特化して、新築はあれやから改築に特化して補助制度の見直しを図るべきだというふうに、県の案では出てます。まあ浄化槽、先ほど質問でも申しましたように、県の浄化槽協会からは、むしろ関連予算をもっと増やしてくれというあれが7月に出てますが、そういうのがあっても、やっぱり減らすということですよ。

それから、国民健康保険団体連合会の介護保険苦情処理事業費補助金というものの削減があるんですけども、こういうのも、直接町の補助を減らすというんではないんですけども、この苦情処理事業が廃止されると、そういうのはやっぱり町村に負担してくれという話になりはしないかと。費用対効果が小さいということで廃止すべきとしてるんですけど、これなくすわけにはいかないのではというふうに思います。

それから、土地改良費補助金、基盤整備事業補助金とか、市町村の公共事業に対する任意の上乗せ補助金は、本来事業主体である市町村が負担すべき経費であり、見直しを図るべきやというふうに、資料ではですね、ここに、その大もとになる資料、補助金の見直しに係る検討資料というのがあるんですけど、これでいくと、かなり農林業関係では広い範囲で補助金を、町の単独事業に対する補助金上乗せのカットが載ってます。こういうのも、やっぱりどの程度影響があるのかなという財政運営事情で、それから地域ブランド支援事業補助金とかね、こういうのもやっぱり関係あるんちゃうかなと。それから私立の専門学校に対する補助金なども、例えば当てはまるかどうか知らないんです

けど、りら専門学校とかそういうのが受けてないのかなという気がします。そういう心配もあります。

それから、あとは老人医療費、老人医療費については成果説明では7名ということになってますが、ひとり親家庭医療費助成の受給者というのは235名、この町ではあることになってます。それから、重度心身障害者医療費助成の受給者というのは683という数字が、成果説明には書いてあります。

あとは自主防衛組織パワーアップ支援事業補助金なんかはどうなんかなということで、だからやっぱりこういうのはね、町民の生活や町の行政運営への影響が、すべてきちっと洗い出しが済んでるのかなという気もしますんで、ちょっとやっぱり町民の生活や町の行財政運営の影響を、それぞれの関連する担当者任せにするのも大事ですけど、やっぱりどっかに集中して、専任でそういう影響について洗い出しを行う作業をやった方がええんではないかという気がするんで、そういう何ちゅうんですか、集中的にそういうのを、洗い出し作業を行うセクションをつくってもらえんかとか、その点についてお伺いします。

以上です。

議長（美野勝男君） 保健福祉課長、井上君。

保健福祉課長（井上 章君） 田代議員の特定健診のことについて、再質問にお答えいたします。

1点目のマンパワーの充実ということでございます。議員おっしゃるとおり、疾病予防を行いまして医療費を下げるということは、非常に重要なことだとは考えておるところではございます。

しかしながら、この保健指導に担い手、あるいは保健師というものを正規に、なかなか雇うというのが、今非常に難しいところでございます。そして、今やってる業務を臨時の保健師、あるいは看護師で抱えていくとか、そういう方法もあるんですが、なかなか臨時の保健師さん、看護師さんを募集しても来てくれないというのも、また現実でございます。非常に苦慮しておるところではございます。少ない人数で効果を上げるような、そういう取り組みを進めてまいりたいと考えておるところです。

2点目の、特定健診の検査、基本健診から外れて、基本健診をやってあって、それから特定健診では検査がなくなった項目を町単独でやってはどうかと、こういうことでございますけれども、なかなか町単独で検査を行うという、この費用の問題がございます

ので、非常に財政的に厳しいというのが現実でございます。

先ほど申されました赤血球の検査であるとか、色素とかですね、これは医師の判断によって実施はできるようになっておりますし、心電図、暫定検査は前年度の検査結果によりまして医師が判断すると、こういうようなことで、必要な方には受けていただける可能性もございます。

そういうことで、町独自で検査項目をやってはいきたいのですけれども、なかなか財政的にも非常に厳しいというのが現実でございますので、ご理解いただきたいと思えます。

以上です。

議長（美野勝男君） 産業課長、増谷君。

産業課長（増谷守哉君） 田代議員の再質問にお答えさせていただきたいと思えます。

今、東京の方で、主に以下の、小企業に対して500万以下の融資というふうな話がありました。東京の方の財政規模、そしてまた地方公共団体の規模の大きなところでの事業の実施かなと思えます。紀美野町の非常に財政の厳しい、私ども町にとってはちょっとこの事業については非常に厳しい状況であろうかなと思えますので、ご了解願いたいと思えます。

このため、企業者の方々には、国、県の補助事業、または融資制度を有効に活用していただいて、経営の安定を図っていただきたいということをお願いしたいと思えます。国、県の補助事業の中には、商業施設のハード面の整備、店舗の改造、そしてまた通路の改築等、そういうふうな事業がございます。しかし、これにつきましては都会に多い商店街の事業に限定されているものでございまして、紀美野町のような点在する商店に、なかなか適応できるような事業ではないかと思えます。

このほかには販路の拡大、人材の育成、そしてまた後継者を育てていくというふうなソフト事業もございます。これにつきましては、従来より紀美野町の商工会の方で事業を展開していただいているものと考えてございます。

このほか、融資につきましては、先ほど来何度も言わせていただいたとおり、10月の31日からスタートした中小、また小規模事業のための緊急補償制度が始まってございます。これにつきましては貸付枠を当初6兆円から20兆円の拡大をされております。また、この対象の業種につきましても、現在のところ698業種ということで、紀美野

町の中のおおむねの業者の方が該当するのではないかなと考えております。このような事業を活用していただいて、さらなる経営の安定化を図っていただきたいと考えております。

それから、アンケートの中で定住者を増やしてほしいというふうな話がありました。私どもも、平成18年に県の定住のモデル市町村ということで、それ以来事業を進めてございます。家族数、約十数家族、人数にしまして40人近い定住者も受け入れてございます。その中には、農家をしたり、地域に住んでいただくということで、これも商業に寄与しているものであるかなと考えてございますので、よろしく願いいたします。

それと、業者の中では個人的に商品券をつくって活動してるということでございます。商工会の関連団体であります。紀美野町の商業協同組合の方でも、平成15年度、この組合を設立しまして、紀美野の共通商品券を販売するという活動しております。これは、地域外への購買力流出対策事業ということで、できるだけ町内の方は町内の商店で買っていただくということで、一生懸命利用を勧めているところでございます。町としても、この取り組みに協賛するために、町主催の各種イベント、各団体の記念品や商品での利用をしていただくように、各課に協力をお願いしているところでございます。平成19年度の売り上げ、約1,100万程度ございました。そのうち役場の関係、各種団体の占める割合が約70%と、非常に高い率で行ってございます。これによりまして、商品券の効果というんか、かなり上がって、補助をしているわけではないんですが、そういうふうな効果を十分果たしているのかなということで考えてございます。

それと、どんな支援をしてほしいかということでアンケートをしたらどうかということですが、これにつきましてはまた商工会と連携を持ちながら、そのような趣旨のアンケートをまた考えて行きたいと考えております。

以上です。

議長（美野勝男君） 教育長、岩橋君。

教育長（岩橋成充君） 今、次長の方からもお答えしたように、ちょうど22年に「棚田とみほとけ」ということで特別企画を、県立の博物館で計画してくれておりますので、これを機会に見直したり、新たなものを発掘していったりということで考えて、そして旧美里町の町史の編さんは進行中でありますので、それとともに魅力あるまちづくりのための一助になればと思っております。

教育の分野では、小学校3、4年生には「私たちの町紀美野町」ということで、こう

いう立派な本が平成19年に、10名の編集委員を設けて、先ほど言われました、各校区別に文化財の資料とか民話とか、あらゆるものを入れ、最終的には偉人の話、貝尻用水の資料も入っております。これは小学校3、4年生でありますので、発達段階に応じて優しい書き方ではありますが、一応子供たちには紀美野町の文化遺産、そういうものについての関心を高めてもらうための資料でありますので、ひとつ大人も見てくださいと非常におもしろいものもありますので、また見ていただけたらと思います。

なお、文化財の指定の件ですけれども、昨年度実施したのは、「のろし」という、高野山にのろしを上げたときに八幡神社のところまで伝えるのは何分かかるだろうかというようなことも、そういう、県の文化財と提携しながら学習会を、一度持ちました。これは非常におもしろい、イノシシであったか、その糞をたいてのろしを上げて、次の山にというつながっていくわけですね。こういう山城がこの街道に、高野街道にたくさん山城が築かれていて、八幡神社の上の山城なんかは有名な山城なんですけれども、それとのイベント的なことを考えるのも一つかなあと思ったりもして、考えているところです。

なお、貝尻用水には、昨年度和歌山高校東校の野球部等らの部員で清掃等をしていただいて、そして関心を持ってもらう。そして県立の図書館でも「偉人について」ということで展示もしたところであります。

なお、井沢弥惣兵衛さんの唐戸瀬、下佐々のところからずっと用水路をつくって溝の口付近の水田の水を潤してます、その用水路であるわけですが、大成高校の先生に、大成高校の真下に、動木の下に非常にすごい用水路があるんですよということを夏ごろ伝えたところ、大成の高等学校の生徒たちが、その地域学習の中へ取り入れてくれてます。志賀野のこの川の下を、あの川の下を用水路で、サイフォン方式でやっているわけですね、すごい、その当時としては大工事というんですか、すごい知恵を出したものだなあって感心しています。

そういうことで、文化財についても、町では「学術推薦木」ということで、旧野上町では17本の学術の推薦木という形で町史にも載せさせていただいてるかと思うんですが、非常に研究に値する木であるということでもあります。

2年ほど前から、今度合併を機会に観光といったらいいんですか、興味を持っていただくためには、山城も含めて甌穴から文化財、お寺、樹木、そんなものを入れたパンフレットをつくればなということもずっと教育委員会では検討してきて、具体的に本年度から動いております。先日も樹木に関心を持った方がおられて、200枚ほどの木の撮

影を、写真も入手して取り入れました。ぜひ魅力あるまちづくりの一助になるためのパンフレットの制作を、22年度、「棚田とみほとけ」の企画と相まって、町史ができる美里町のと文化財について、町の文化財審議委員会の活動等とも連携をとりながら今後も進めていきたいと思っておりますので、ご理解、ご声援をお願いしたいと思います。

議長（美野勝男君） 副町長、小川君。

副町長（小川裕康君） 田代議員の再質問にお答えいたします。

議員おっしゃるとおり、示された項目は大変たくさんの項目がございます。先ほど申し上げました福祉医療、そしてまた合併浄化槽については、当町及び当町の町民にとって、特に大きく関係のある項目でございます。

また、議員おっしゃるように、農の関係で上乗せ補助についても大きな影響があるのではというふうにおっしゃっていただいておりますけれども、こういった上乗せ補助については過去にいろんな補助事業を実施いたしましたけれども、現在のところその制度を使っての実施はしていないのが状況でございます。県財政も大変厳しい中でのこういった改革プランでございますので、すべての項目に対して反対というようなことも言えないのではないかとこのように考えております。

また、そういったことに対応するセクションの設置ということもご質問いただきましたけれども、現在各担当課からそういった情報はすべて集積して、一本化した上で、対応については町のしての対応を実施しておりますので、その点、よろしくご理解いただきたいと思っております。

以上です。

議長（美野勝男君） 1番、田代哲郎君。

1番（田代哲郎君） 国民健康保険の給付率については、県下平均を1として0.6というふうな、非常に低い給付率を誇ってる自治体もあるわけです。

で、こういう自治体を尋ねてみると、仕事があるということが一番大きなことやというふうに評価されて、平均的に所得が高いと、したがって。ただ、その取り組みとしてね、例えば特定健診の結果説明をここにやらないで、集団で結果説明会を開いて、そこで報告するという取り組みがされて、これが非常に好評だというふうに聞いています。

で、毎年来てもらって、昨年とのデータを比較してくどくと、その情報公開、いわゆるアプローチすると。それから経済的にもアプローチして、やっぱり住民に情報を知らせていくということが、この町の国保財政がどうなって、今はこういう状態でええ

んやけど、油断したらまた保険料が上がることによって、そんなんおどしていいんかどうかわからんですけど、そういう取り組みもやってみたいですよ。

それで、いわゆるこの町でも、それからメタボの人に万歩計を給付するとか、そういう事業をお金をかけてやってるようです。で、この町でも、いわゆる結果説明会を集団でやる取り組みが始まっているということを聞いてますので、そういう工夫というんですが、先進的な自治体での取り組みを、そのまままねをしても、経済状態とか、その置かれている立地条件とかということではいろいろ違いがあるんで、そのまま取り入れることはできないんですけども、結構低いところを、そういう経験もやっぱり学ぶ必要があるんじゃないかというふうに思います。

だからそういう、せっかく始まった集団での結果説明会というんですか、そういう取り組みなんかもしっかり取り組んでほしいと思いますので、そういうことについての決意というんですか、考えも聞かせてほしいと思います。

それから、マンパワーはね、なかなか増えないし、実際にお金もないので、一人専門職を雇うと大分お金が要するというふうに思います。でも、やっぱりそういうことに力を、来る人があるかどうかは別にしてね、力を入れていくということが、国民健康保険財政をちょっとでも豊かにというところまでいかなくても、給付率を上げていくという、そういう努力をしないで、この補正予算にもいわゆる基金の取り崩しが出てますけども、年々厳しくなる、何とかしていくためにはそういうマンパワーの補充というものも必要ではないかと思えますんで、再度検討する考えがないかどうかを質問いたします。

地域における小売店の支援についてはね、自治体によっては祭りであるとか、そういうのに非常に力を入れて、例えば九度山町も同じように柿の産地なんですけど、ここの柿の市によく似た、こういう大収穫祭というのを柿を売り物にしてやってるんですけど、こういう大きなチラシをつくって大阪までまきに行ったりということで、非常に外からの客の呼び込みに熱心に力を入れているそうです。しかも、二日間続けてやるというふうなことで、まあそんなことをまねしてどうということではないんですけども、やっぱりイベント事業にもある程度力を、そういうことで一生懸命力を入れてるんかなという気はしました。

で、当然ながら、商品券の問題が出てきましたんで、ちょっとこの点についても質問しておきたいと思いますが、確かに回収率90%ということで、年間、商工会に問い合わせたところでは1,000万ちょっとの発行で、その90%近い回収率を上げてる

ということです。

ただ、先般来西口議員の方からも質問に出てましたように、評判がよいということでは決してないというふうに聞きますし、私もいろんな、そんな評判を聞きました。で、利用できる店舗が少ないということで、買いたい店が、購買欲を感じる店がないとか。で、あれスーパーで使うとか、ほかのことに使えないのかという、スーパー行っても使えないんで、いわゆる協同組合に入ってる商店で使うということなんで、そういうこと何とかならないのかという話もあります。

それで、地域商品券というのは、施策としては過疎地の商店支援に欠かせない施策で、これは地域に客足を引きつけていくということでは非常に有効な手段であるというふうに、私は思いますけども、利用することが非常に不便で、買う町民の側からすれば、もっといろんな使い方ができるように、例えば手数料とか病院での支払いとかもできるようにならないのかということで、そういうことの打診もしてみたんですが、まあ何さまやっぱりそういうことで、ほかのことに使うと地域の商店に直接お金が回っていかないということがありますんで、今でも疲弊している商店の振興ということには決してならないと。だから、過疎地の商店支援としてやってる施策は、あくまでも商店の中でお金が循環していくように、地域でお金が循環していくようにするというのがねらいだからということです。

例えば、自治体によっては、商品券にプレミアムをつけて、その分を補助してるという自治体もあるそうです。例えば、1割の程度のプレミアムをつけるとしたら、5,000円分の商品券購入で500円分の商品券を渡すとか、その1割分の印刷費、事務費、宣伝費でプレミアム分のお金を自治体が助成するとかいう制度をとってるところもあるそうです。やっぱり町としていろんなことで買い上げたりして、それを敬老祝い金なんかに使ってるという実態があるんで、それをやるとしたら、やっぱり商品券事業に何らかの助成と、それからこれをどういうふうにしていったら、地域の住民にとってももっと使い勝手のいいものになるかという、自治体によってはスーパーとの互換性で、その分を何か補助を出すとかね、いろんなことをやってる自治体もあるらしいんで、やっぱり町として商品券についてもっと真剣に研究したり検討したりという、町がそれをしてるわけじゃないんですけど、どんな補助ができるのかなということをもうちょっと検討していただく必要があるのかなと思いますんで、その辺の考え方をお聞かせ願いたいと思います。

それから、文化財の掘り起こしについては、隣町の有田川町、山挟んで向こうなんですけど、ここも非常に、ここはかなり熱心にやっておられます。ただ、掘り起こしのシステムがちょっと違うようで、有田川町の、この紀美野町にも文化財保護条例というのがあるんですけど、向こうの保護条例、ちょっと写しをとってきたんですけど、例えばですね、町内で価値の高い文化財を発見したときは、速やかに有田川町教育委員会に届け出なければならぬと、町民に届け出の義務を課してる。別に罰則があるわけではないんですけど、そういうことで文化財に対する、そういう価値のある文化遺産に対する注意を呼びかけてるというんですか、それから指定の方も、この町には申請というのはないんですけども、向こうは個人の申請でね、指定するかどうかを決めるというふうに、向こうの条例はなっています。

まあ財政が苦しいんで、いろいろそんなことしたらお金もかかってくるんで大変だと思うんですけど、例えば1,000人の学芸員を保有してる自治体もありますし、そういうことをやると非常に人件費とかも出てくるんですが。やっぱり苦しいからこそいろんな工夫をして、そういう文化財の掘り起こしや共存に対する関心というのをね、住民の関心を高めていく努力をする必要があるんじゃないかと思います。

指定について言えば、例えば先ほどの答弁の中でありました貝尻用水とかがね、私、何であれが町の指定にすらなっていないというのがちょっと不思議な気がするんですけど、それから菅沢の、先ほども、1回目の質問でも言いましたけど、いわゆる庄屋弥一郎さんの墓なんかでも、指定にしたら、またあれが盗まれる可能性もあるんでということもあるんですが、やっぱりレプリカをつくるなりしてその辺を予防することも可能やし、ああいうのが何で、動木の用水にしたって、指定されて、有名な貝尻用水なんかも、ほとんど町の文化財指定にもなっていないということが非常に疑問に思ってますんで、そういう点についても保護条例の改正も視野に入れてね、郷土遺産とか貴重な資源の掘り起こし策を検討していただく考えがないかどうか、その辺もお伺いしたいと思います。

行財政改革推進プランについては、町によっては、ここも、重度心身障害児のあれなんか、補助を受けないとかかなりの、それからひとり親家庭でこういうことに非常に危惧しておられる町というのはここだけではないと思うんです。

それで、2回目の答弁で町村単位の働きかけで、そこからの働きかけを行ってるということだと思っんです。せめて県に対して、町村会がそういうふうに動き始めてるんであれば、町としてもね、やっぱり議会でも黙ってるわけにはいかないと思っんです。い

ずれこの問題に関しては。

だから、そういうことも含めて、例えば十分市町村の、自治体の合意を得た上で実施するようにという、合意なしに勝手に、一方的に実施しないようにという程度の申し入れはあってもいいのかなというような気がするんで、この辺についてのご答弁をお願いいたします。

以上です。

議長（美野勝男君） 町長、寺本君。

町長（寺本光嘉君） 私から、田代議員の再々質問の2点目、それから4点目について答弁をさせていただきます。

まず、2点目についての商工業、地域における小売店への支援についてでございますが、まず農産品、これにつきましては、柿や山椒の販売、これはもう既に一昨年から、農協と連携をとりながら、東京都、それから京都等々で柿と山椒の販売は行っております。やはり向こうへ行って販売をいたしますと、それなりに買っていただけるというふうな状況でございますが、やはりこの紀美野町は、どちらかといいますと、柿は関西に行かずに関東へ行ってるというルートがございます。また、山椒におきましては関西圏へ行ってると。そうしたルートの中で販売促進を図っておるといふような状況でございます。

また、地域商品券、これにつきましては、スーパー等でも使えるようにならんかという話でございますが、やはりこれについては商工会の会員さんのそうした関連もございしますので、その会員さんになってないスーパーで、果たしてそれが使えるんかどうか、これについては今後の課題としてね、商工会とも協議をしてみたい、そのように考えるところでございます。

それと、自治体で商品券にプレミアムをつけて、200円なり300円なりの補助をしてみると。これは私はね、反対なんです。といいますのは、やはり商工会に対して我々は支援をしております。そうした上に、また支援をするといふような格好になろうかと思っておりますので、二重支援といふような状況ではなからうかと思っております。それなら、その商工会に対してね、もっと支援をしていくべきではないかと。しかしながら、町財政は非常に厳しい。そんな中での、できるだけ支援をさせていただいてるといふふうに私は考えておりますので、ひとつご理解をいただきたいと思っております。

それから4点目、これは県の新行財政改革推進プラン、これにつきまして10年間で

150億を減らしていくんだと。これはもう県といたしましては身を切る思いだと思います。しかし、県だけではなしに、やはり町行政におきまして非常に厳しい財政状況の中で、現在推移をしてると。しかし、やるべきことはやらねばならん。だから、一方では経費の節減を迫られておりまして、またそれに努力をいたしておるところでございます。

しかしながら、先ほど議員のご指摘もございました。やはり心身障害児等々の補助金も削られるやないかというようなこともございます。また、合併浄化槽等々の補助金も削られるというふうなことを、私ども去る10月の14日に県の方から、新しい「新行財政改革推進プラン」という説明会がございました。これは、知事を筆頭に各部長が来ての説明でございましたが、そこでも各首長はそれぞれの意見を申し上げました。

そして、私もその中で、先ほどご指摘のありました、やはり合併浄化槽、これにつきましての補助金をカットしないでほしいという意見、そして専業農家、専業農家についても、農家で生計を立てられるような、そうした仕組みづくりをお願いしたいという話等々をさせていただいたところでございます。

この県の新政策財政改革、これにつきましてはね、削られるだけではなしに、一方では新しい政策、これも入っております。そんな中での今後の方針でございますので、先ほど副町長の方から申し上げましたが、やはりそれぞれ、各課においては専門家がおります。その専門家においてこれらを研究をし、そして当てはまるそうした補助事業があれば、それを大いに活用していこうじゃないかということで、課長会等でも言っておりますので、何とかそうしたことで対応をしてみたい、そのように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

議長（美野勝男君） 保健福祉課長、井上君。

保健福祉課長（井上 章君） 田代議員の再々質問で、私の方からは疾病予防についてということで、議員先ほどおっしゃられましたように、いろんな有効な手段を取り入れて取り組んでいくということは、非常に有効だと考えておるところでございます。

しかしながら、マンパワーの補充につきましては、なかなか現在の状況では難しいと考えておるところでございます。

しかしながら、少ないスタッフの中で、先ほど田代議員ご提言いただきました、万歩計を配付したりであるとか、結果説明会では、ちょっと集団でそういう、参加者全員に

メタボ対策というようなことで、今から始める重篤な疾病予防というような話を行うとかというような取り組みもやっております。

で、できるだけ訪問してそういう町民と顔を合わせてPRに努める、啓発に努めたり、あるいは職域ということで、特に商工会さんなんかをお願いをして、できるだけ受診を願うとか、そういう取り組みを行うとか、あるいはちょっと現実確約はできないんですけども、「健康づくりリーダー」ということで、私たちの願いを伝えていただくような方々をお願いをして、町民の意識を高めるといような取り組みも行っていきたいと考えております。

いずれにいたしましても、保健対策推進協議会ということで、開業医の皆さん、あるいはまた各種団体の長の方々等が入っておられる、そういう、私たちに保健に対して提言をいただく機関もございますので、具体的な施策についてその機関等々にもご提言をいただきながら疾病予防に努めてまいりたいと存じますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上です。

議長（美野勝男君） 教育長、岩橋君。

教育長（岩橋成充君） 両町が進めてきた文化財ということは、合併を契機には、文化財についての審議、指定等については不十分であるかとも思います。この機会に、旧美里町の町史の編さんが進行中でありますので、文化財審議委員会のご意見を聞きながら検討してまいりたいと思います。

議長（美野勝男君） これで、田代哲郎君の一般質問を終わります。

続いて、10番、前村 勲君。

（10番 前村 勲君 登壇）

10番（前村 勲君） 高齢化と農業について質問させていただきます。

昨年、平成19年6月議会で、高齢化に伴う農地についてということで一般質問させていただきました。そのときの高齢化率は、紀美野町にとって35%、今年、約1年半たちますが、今年は36%、1%上がっております。これから、学校の休校とかそういうのでわかるとおりに、これからますます高齢化傾向にあると思います。

また、昨年は、耕地面積は990ヘクタールで、そのうち86ヘクタールが遊休とお答えをいただきました。そんな中で答弁した内容について再度、答弁の中のことをちょっと話させていただきます。

昨年のお答弁の中に、現在対策として、遊休農地解消総合対策促進事業の実施と、認定農業者の育成などに努め、予防として中山間交付金事業を実施、農地の流動化等を図っております。しかしながら、今後はこういった事業を継続しながら、認定農業者などへの農地の集積を積極的に行い、遊休地の解消防止を行いながら、観光と一体化した農業の取り組み、地域の特色を生かした農作物の生産などにより有効な利用を図っていきたいと思います、とのお答弁でございました。

このことについて、高齢化が進む中で、今の、現在の進捗状況等をお聞かせ願いたいと思います。

(10番 前村 勲君 降壇)

議長(美野勝男君) 産業課長、増谷君。

(産業課長 増谷守哉君 登壇)

産業課長(増谷守哉君) それでは、前村議員の高齢化と農業についてご答弁させていただきます。

紀美野町の農地は、その大半が傾斜のきつい斜面に位置し、整備が十分なされていない農地が多く、さらに農業従事者の減少、それと高齢化、担い手の不足、またイノシシなどによる農作物の被害が多いことなど、農業を取り巻く状況は依然と変わることなく、地域の農業の大きな問題となっております。

さて、ご質問の、昨年6月議会でのその後の進捗状況ということでございますので、今年、平成20年度に実施している事業について、まずご説明をさせていただきたいと思います。

本年度実施事業のうち、遊休農地の解消のための事業として昨年度も実施しておりました遊休農地解消総合対策促進事業。それと、本年度より新規事業として始まっております和歌山版果樹産地づくり総合支援事業を実施してございます。この事業には、認定農業者の参加もさせていただいてございます。

遊休農地化した農地を、耕作できる農地に戻して耕作を再開していくというのが、この事業でございます。両事業あわせまして、本年度において約1.4ヘクタールの遊休農地の解消ならびに耕作を再開していただいているところでございます。

また農地の遊休化を防止するための事業として、町内の48地区の農業者、約720人が参画する中山間地域直接支払事業におきましては、町の全農地面積の約50%に当たる500ヘクタールの区域の、保全管理を実施していただいております。またイノシ

シ対策のための農作物鳥獣害防止対策強化事業、並びに農業経営支援事業におきまして、耕作しやすい農業環境の整備を行うことにより遊休農地の発生を抑える、また抑制するなど、遊休農地解消と防止のためのいろいろな事業を実施展開しているところでございます。

また、来年度には、町内外の一般の方々が利用できる貸し農園の開園も予定し、現在準備を進めているところでございます。これにつきましても、都市住民との観光交流と合わせまして、将来的には、貸し農園利用者による遊休農地の解消、また担い手の育成を目的として実施しているものでございます。

またこのほか、地域の特色を生かした農産物の生産の取り組みにつきましても、中山間地域でも栽培可能で、また高齢者でも容易につくれる軽量作物への転換が必要であるということで、現在、山椒、またミシマサイコ等薬草についてJAと連携し、また協力しながら取り組みを進めています。今後さらに販路の拡大、また新しい加工品の開発を進め、生産量出荷量の増大を図るとともに、またそれら新しい作物につきましても、今後研究を行ってまいりたいと考えているところでございます。

以上、簡単ですが、回答とさせていただきます。

(産業課長 増谷守哉君 降壇)

議長(美野勝男君) 10番、前村 勲君。

10番(前村 勲君) 昨年よりもかなり進んでるかと思えます。

で、そこでもう一つお聞きしたいのは、関西圏で、私調べたところ、かなり貸し農地とか、それと宿泊付きの貸し農地というのもありまして、やっぱりそういうことも私たちの紀美野町は、一番町との連携のしやすい土地勘というのがあって、そういう中でそういった、これからのもし、もっとあと、そうですね、10年もすれば65歳以上が、団塊の世代が全部65歳以上になるということで、この10年後にはかなりの高齢化率、恐らくこれ半分近くなるんじゃないかなと、人口の。

そういった中で、少子、もちろん子供生まれなし、休校とかそういうのがたくさん、今出てきてます。廃校にもなったところもあります。そういう中で、まだまだ進む中で、せっかく今まで農地として昔から開墾され、農地としてつくってきたのをほっといてしまうと、山になってしまう。一たん木とか生えてしまえば、もう辛抱にならんちゅうんですか、大変なことになってしまうし、それが紀美野町の一つの財産ではないか、このように私自身定義してます。

そういうのを守っていくためにはどういうふうな施策をしたらええかというのが、やっぱりいろんなところ、先進地を私たちも見にいつてきましたが、やはりそういった観光農園とか貸し農地とか、もちろん我が町には幸いにもシルバー人材センターというのでできてまして、そのシルバー人材センターと町が遊休農地を借り上げて、貸していただいて、そしてそういうのとシルバー人材センターとタイアップしながらね、そういったものの山にしてしまわない農地にしていったらどうかあと、このように思いますが、その点についてのご見解をお願いいたします。

議長（美野勝男君） 産業課長、増谷君。

産業課長（増谷守哉君） 前村議員の再質問にお答えいたします。

来年度計画している貸し農園につきましては、場所は大体確定してございます。下佐々地区の唐戸瀬橋のちょっと下流側の左岸の方に、今耕作はしてるんですが、来年度以降遊休農地になるということで、所有者にお願いしまして、できれば貸し農園をしていきたいということでその協力を得まして、来年度以降計画をしているところでございます。

全国的に、市民農園、貸し農園というのがかなり増えております。これは一般の方々でも、自分の家庭の野菜をつくる、農薬のかかってない野菜をつくって自分で食べるというふうなシステムになってございます。紀美野町にいたしましては、今までこういう農園がございましたので、ぜひとも来年度以降つくってまいりたいと思います。

まあ来年度一つの農園をつくるわけなんですけど、今後遊休農地を活用しまして、消費者の協力を得ながら、町内各地へ、できればつくってまいりたいなということで考えてございます。

下佐々の農園につきましては、先ほど議員から言われましたとおり、シルバー人材センターの協力を得たらどうかということでご質問ございました。これにつきましては、もうこちらの方でシルバー人材センターの協力を得まして、園の管理という形で、委託した形になろうかと思っております。ということで、向こうの方とも協議を、今進めているところでございます。

以上でございます。

10番（前村 勲君） 大変、そういうふうな方向で進んでいったらええと思えます。

で、あと最後にもう一つなんですけれども、大阪とか和歌山市内から、泊まり込んで

来るような施設、他の都道府県のところの、ちょっと都道府県の県名は忘れたんですけども、何というのかな、町施設というのか、学校とか休校になったところを宿泊施設に変えて、それで農地と合体して、それで泊まり込みで、土曜日の朝から来て、土曜の晩泊まって農地を二日やって帰っていくとか、別荘みたいな形になる場合もあると思うんですけど、そういうふうに学校とか、休校になって公共施設があまってくるんじゃないけども、あいてくると、中でそれを有効利用に使いえないかというふうに、この遊休農地とドッキングさせてしたら、まだ活性化にも大分つながっていくんじゃないかなと、このように私は思ってますねんけど、その点について再度聞きたいと思います。

議長（美野勝男君） 町長、寺本君。

町長（寺本光嘉君） 前村議員の再々質問にお答えをいたします。

現在のところは遊休農地、これの解消をまず進めていきたいということで取り組みを行う中で、農園ですか、貸し農園、これを計画をいたしておるところでございます。

その後、できましたら、そのＩターンでこっちへ来られた方々が、何とか農業をしながらできるような方向で持っていけないかということで、今農協とも話をいたしてありまして、あとは廃業された方の工作機械とか、いろいろそういう機械を農協でいただいて、そして整備をして、それを何とか貸し出していくことによって、そのＩターンの方々が農業をできないかなということも、今話し合い中であります。しかしながら、他府県から泊まり込みで来てっていうのは、現在のところはまだ考えておりません。

先ほど廃校の話もございましたが、廃校された学校であっても、今のところは５校中３校がもう使われておるといふような状況の中で、また議員からの提言のありましたそうしたことも念頭に置きながら、今後検討してまいりたい、そのように思います。

よろしくお願ひしたいと思います。

議長（美野勝男君） これで、前村 勲君の一般質問を終わります。

続いて、３番、北道勝彦君。

（３番 北道勝彦君 登壇）

○３番（北道勝彦君） ごみ収集について、２点につき質問いたします。

この質問は、前議会で同僚議員が質問しましたが、私は住民の声を執行部にお聞きします。

現在収集について、旧美里町、旧野上地区はどのようになっているのか。車とか車検、保険、任意保険、誰が行っているのか。また、旧美里、旧野上の金額の差額についてお

答え願います。

2、責任問題について。以前の議会で、町長、副町長は旧野上町当時、助役、総務課長であり、よくわかっていながら対応が遅れ、住民に大きな迷惑をかけ、大きなお金が必要となりました。また、住民に一言の謝る言葉もなく、執行者としてどのような責任をとられるのかと質問しましたところ、全員協議会で謝りましたとの答弁がございました。

あれから3カ月、住民に謝る言葉もなく、どうしてこうなったのか住民は知らず、不満が出ています。

ごみ処理につき対応していなかったことにつき、住民から手紙をいただいています。こう書かれています。「拝啓、議会だよりを読みましたが、北海道議員の質問に対しての答弁ができておらず、議会を冒瀆しているように見え、一住民として納得できません。合併後の町長選が終わり、裏金問題が発覚する直前まで寺本町長が小馬場氏宅に出入りするようになりました。」いろいろなことが書かれていますが、質問と関係ないことなので省きます。「どこに行こうと私には指摘する権利はありませんが、こういう時間の余裕がありながら、毎日のことで一番重要なごみ処理問題について対応されていなかった責任はどうされるのか、このことも含め、次の議会で質問していただきたく思います。敬具」とあります。

どうして対応が遅れたのか、住民にわかるよう説明をして、住民にとってごみは毎日のことで、どういう責任をとられるのか質問いたします。

(3番 北海道勝彦君 降壇)

議長(美野勝男君) 町長、寺本君。

(町長 寺本光嘉君 登壇)

町長(寺本光嘉君) 北海道議員のご質問にお答えをいたします。

去る6月議会の冒頭で、私は吉見地区の31年間にわたるご協力に対しまして御礼を申し上げるとともに、経過説明をこの場で行い、その後開催されました全員協議会において、さらに詳しく経過等について説明を行い、厳しい質問に対していろいろとご答弁をさせていただいたところであります。

その後、再度9月議会において、北海道議員からのごみの収集についてのご質問があり、住民課長より詳しく答弁させていただいたところであります。

さて、同議員の再度の質問に対しましては、先ほど申されておりましたが、今回の責

任問題ということではありますが、私はその前に紀美野町の大きな決断を迫られている当時の状況の中で、去る5月10日、町議会議長様を初め議会議員13名の出席をいただき、執行部と一体となって吉見地区の皆様方をお願いをしていただき、私自身、当日出席をいただきました議員の皆様方に、心から感謝を申し上げたところであります。

当時は議員の皆様方の力強いご協力をいただき、人事を尽くして天命を待つという心境でございましたが、結果的には不調に終わり、契約期間の延長は認められませんでした。

ごみ処理につきましては、現行の処理にもおのずから限界がございます。あと2、3年の延長要請を進めるとともに、一方では2市1町の広域ごみ処理場の建設計画を進めているところでありますので、どうか議員の皆様方におかれましても、今後とも前向きな、また建設的なご意見を賜りますようよろしくお願い申し上げ、答弁いたします。

終わります。

(町長 寺本光嘉君 降壇)

議長(美野勝男君) 住民課長、中尾君。

(住民課長 中尾隆司君 登壇)

○住民課長(中尾隆司君) 私の方から、北道議員の一つ目の質問についてお答えをしたいと思います。

現在、ごみ収集につきましては、旧美里、旧野上地区はどういうようになってるかということなんですけども、現在町内のごみ収集につきましては、美里区域が臨時職員で行っております。また、野上区域では業者委託をしております。また、車検、保険につきましては、町からお金を支出しております。

美里区域と野上区域の収集、運搬費用の比較ということなんですけども、比較につきましては19年度決算ということで、美里区域の費用につきましては1,171万4,550円ということで、野上区域の費用は1,666万1,630円ということで、差をいたしまして494万7,080円ということで、約500万の差になります。

比較ということなんで、世帯数といたしまして、美里区域では1,420世帯、野上区域では2,698世帯ということで、約2倍程度ということになります。また、生ごみの量につきましては、美里区域では年間約260トン、野上区域では約1,200トンということで、約5倍の差がございます。ただ、面積として、美里区域は89.45平方キロ、野上区域では38.5平方キロということで、美里地区域の方が2.3倍ほ

ど面積が広がっております。

ということで、以上総合的に見ますと、費用の面の差はありますけども、総合的にその差はないように思われます。

以上でございます。

(住民課長 中尾隆司君 降壇)

議長(美野勝男君) 3番、北道勝彦君。

この1番の問題についてね、高い、安いにかかわらずね、財政の厳しいときやけね、やっぱり見積もり入札に、次からしていただきたいんですけどね。それについて質問いたします。

そして、入札を行う、もし入札になるとしてね、入札を行うことになれば、合併後「入札させてください」と言われた方に、「会社でなければ入札できません」と言われた人があるんですよ。だから、会社でなければ入札できないのか、それも質問いたします。

2番目、紀美野町で出したごみは、やっぱり紀美野町で処理を行うのが当たり前ですけどね、できない場合はやっぱり近隣の市町にお願いしなければならないと思います。近隣の市町にお願いするには、約1年かちょっと前ぐらいにお願いしなければ、やっぱり引き取ってくれないということを聞きます。

早くから対応していれば、こんなに大きなお金が必要でなかったと思いますけども、そういう面で町長、どうですか。

議長(美野勝男君) 町長、寺本君。

町長(寺本光嘉君) 北道議員の再質問にお答えをいたします。

議員おっしゃられるとおり、自分とこで処理できない場合は近隣市町村にお願いする、これはもう鉄則でございます。したがって、私は1年前から海南市さんの方へお願いをいたしておりました。

しかしながら、海南市さんの方でも地元交渉がございます。そんな中で、地元との話し合いが進まなかったという結果をいただきました。

さらに、現在も海南市さんの方へ、来年の4月から何とかお願いできないかと、地元と折衝してほしいということでお願いをしております。何とかそれがかないましたら、皆さん方のご心配も一つなくなるんじゃないかなと、このように考えておりますので、ひとつご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

議長（美野勝男君） 住民課長、中尾君。

○住民課長（中尾隆司君） 入札についての質問でございます。

前回の議会において答弁をしました内容と重なるところがあると思いますが、県下において入札を行っているということでの自治体は二つと聞いております。一つは、通常の入札においては廃掃法施行令第4条第5号により、受託料が受託業務を遂行するに足りる額となってることについて、これに抵触しないように、最低制限価格を公表して入札を行っているというところが一つございます。

もう一つの自治体では、総合評価方式による指名競争入札を行っていると聞いております。この方式は、価格のみならず提案書も入札してもらい、提案書の内容を審査して評価点をつけ、この評価点を含め総合的に判断し、落札者を決定するというような方法でございます。

しかし、一般的に競争入札を行えば、予定価格内、最も低価格で入札をした者に落札者としての権利が与えられ、契約するとすることができると思われますが、先ほど言いましたように、廃掃法施行令第4条第5号により「受託料が受託業務を遂行するに足りる額であること」ということで、つまり、適正価格であります。適正価格につきましては、市町村が策定する廃棄物処理計画に基づき、原価計算で積み上げた額に利益を加算した額とされています。ということで、入札においてはこの適正価格を下回ってはならないということになります。ということで、競争入札は契約金額の引き下げにはならないとされています。

以上のことから、市町村が行う家庭の一般廃棄物の収集等の業務の公平性、衛生性、また住民との負担の公平性等々考えると、廃棄物処理法は、経済性の確保等の要請よりも、業務の遂行性を重視しているものと言われております。

先ほど、入札に関して会社でなければならないかということなんですけども、一応業務を遂行できるに値する経済性とか、その財産内容等々いろいろ考えた中で、入札に入れるかどうかという、そういう部分も含まれてくるのではないかと思います。

以上でございます。

議長（美野勝男君） 暫時休憩いたします。

休 憩

（午後 2時44分）

再 開

議長（美野勝男君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（午後 2時57分）

○3番（北道勝彦君） この入札の件、何かもう1回帰っているいろとせな、僕はわからなよ。入札するのかせんのかということをもう1回聞きたいですけどね。それだけ。

どうですか。

ほしてね、こっちよ。もう一つの2番目の問題、3年前からね、3年間、前から、これ今回限りですよと言われたのをね、やっぱりここで質問したとおり、当時の助役、総務課長であってね、知っていながら、なぜそのときから対応せなんだんということ僕はあるよ。対応してなかったら、こういうこと起こったんやけよ。どうして対応しなかったんということ、僕は言うてんねんでしょう。

それでね、いっこも僕の質問に対してよ、まあ毎回やけど、いろんな問題よ。まともな答弁いただいたことないんよ。この間も議長に、「答弁なってないさけ」というたら、「はい、わかりました。もうこれで終わります」って切られてもたしね。ほいで、初めからそういう質問を、私させてもうたん、今回よ。

なぜ3年で、前に、吉見地区へお願いしてほらせていただいた、そのときから、今回限りですよということわかっていながら対応してなかったために、こういう金ようさん要ることになったんやけね、対応が遅れて。それをどうして住民にはっきり言うてもうて、ほいで責任とれへんのやったらとれへん、とるんやったらとると、はっきり言うてもらわなんだら、僕の質問に対していっこも答えてくれてない。

そういうことです。

議長（美野勝男君） 町長、寺本君。

町長（寺本光嘉君） 北道議員の再々質問にお答えをいたします。

この件に関しましては、去る6月議会におきまして、本会議並びに全員協議会において詳しく経過をご説明申し上げるとともに、これに伴います補正予算について、議員の皆さん方にご審議をいただいた上でご承認をいただいておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

体の代表者に協議会委員を委嘱いたしまして、その中で、現在協議を進めているところ
であります。間もなく、決定できるものと存じます。また、町有財産の売却等も進めて
いるところであり、公用車につきましては25台の売却等を行いました。

次に、各種団体の補助及び事業補助金であります。厳しい財政状況のため、平成2
0年度当初予算の中で、一律20%のカットをいたしました。21年度予算においても、
各補助事業の重要性、必要性、費用対効果などを検証し、見直しを図ってまいりたいと
考えております。

人件費の削減につきましては、定員適正化計画により、4名退職いたしまして1名の
採用を原則として、平成18年4月1日現在で241人あったのを、平成20年4月1
日目標人数を234人としておりましたが、224人と、9人少なくなっております。
また、給与等につきましても、特殊勤務手当の見直し、それから特別職三役の給与の減
額を行ったところでございます。

また、文化センターへ生涯学習室の移転、各種委託料の見直し、町広報誌の2色化、
普通建設事業の見直し、敬老会演芸委託料の削減、庁舎清掃委託料の削減のため、職員
による清掃、電気代、燃料費の削減、文化センター自主事業の削減、ETCカードの使
用制限等であります。

まだまだできるだけ削減を図っていかなければならないと考えておりますが、平成2
0年4月には防災課を廃止し、総務課の中に置き、水道室を水道課に統合いたしました。

公共施設の見直しにつきましては、町民会館の閉館、セミナーハウスの季節休館、こ
の施設については、今期定例会に上程しておりますが、21年4月より指定管理者制度
を適用してまいりたいと考えております。

以上、予算の見直しを図ることにより、平成19年度の一般財源で7,980万円、
削減効果が出ております。

先般、地方公共団体財政健全化法による財政判断比率等をお示しさせていただいてお
りますが、議員が先ほどおっしゃられましたが、実質公債比率は、20.1%というこ
とで、県下でワースト5位となっております。それから、将来負担比率は299%で、
県下で一番悪い状況となっております。これは、一部事務組合、土地開発公社、ふるさ
と公社等があり、不安定要素がたくさんあります。なるべく公債費の負担を下げのため、
公的資金補償金免除制度によりまして、19年度は51万5,399円、20年度は1
億483万75円、それから21年度は8,255万7,452円の繰上償還をいたした

いと考えております。これにより、実質公債比率は改善されるものと思います。

しかしながら、今後、普通建設事業を実施していきますと、公債費を引き上げる要因となりますので、十分検討が必要となります。経常収支比率が99.3%となっており、新規事業は厳しい状況にあります。

本町においては、自主財源が町税収入に占める割合が23%程度であり、地方交付税に依存する財源となっており、健全財政を維持していくためには、一層の財政のスリム化と、行政、事業等の見直しが必要不可欠となります。

議員の皆様方におかれましてもご理解をいただきまして、なお一層のご協力をいただきますようよろしくお願いいたします。答弁とさせていただきます。

(総務課長 岡 省三君 降壇)

議長(美野勝男君) 9番、仲尾元雄君。

9番(仲尾元雄君) 今、いろいろな取り組みをお聞きしたわけなんですけども、大変いろいろ項目にわたってあったわけなんですけども、あまり早急に起債残高が減るようなことが、なかなかなかったのでございまして、合併当時140数億円の起債が、20年度末に大体120億ぐらいになるという見込みだそうなんですけども、さらにですね、せめて人口がどんどん減少するという中で、やはり1人当たり、120億円の起債残高あるということは、1人当たり120万もあると。もう明日亡くなるかもわからん老人も、今日生まれた子も合わせて、1人当たり120万も130万もあるということはね、どうも将来不安になってきます。

そして、まして国がですね、国の今の経済情勢とか、今後交付金、補助金に頼っておるわけなんですけども、交付金等が減少した場合に、さらにこの起債残高を減らすということが困難になってくるんじゃないかと思っておりますので、いろいろな町民からの要望もあると思うんですけども、やはりある程度の公債費削減のための気持ちをずっと持ち続けていただいて、インフラ整備、何でもええ、するというんじゃないしに、今後ともずっとそういう危機感を持ってやっていただきたいなと思うわけです。

ややもすれば、役場の課長さんも、大体課長になるというのは、大体あと数年務めたらもう終わり、町長さんにおかれましては、わしゃやめたら終わりで、そういう考えじゃないしにですね、そういう考えじゃないと思っておりますけども、どうも今まで見てると、いかにも今までのようにあまりにもご互いに、美里町もそうだったと思う。野上町もそうだったと思うんですけどもね。まあいろいろなもんをやり過ぎるということも、これが

らはちょっと考えていってもいいんじゃないかなあと、このように思うわけです。やってほしいんですけど、やり過ぎも困ると、その辺のバランスを考えてやっていただいたらありがたいんじゃないかと思うんですけども、その辺ちょっと町長のご意見もお聞きしたいなと、このように思います。

議長（美野勝男君） 町長、寺本君。

町長（寺本光嘉君） 仲尾議員の再質問にお答えをいたします。

仲尾議員おっしゃるとおりでございます。やはりこれ一般家庭におきまして考えたときでも、借金が多過ぎて首が回らんというのでは、どうすることもできません。

しかしながら、この町行政におきまして、今当面迫っておりますのは、もう地上デジタル放送、これがもう2011年に開始されます。7月に。したがって、この地上デジタルが開始されるまでに、この紀美野町全域にギャップフィラー方式のそうした地上デジタル放送の対策、この受信対策をしていかなければならないというふうな、もう大きな事業も迫っております。

そうした中で、やはりやらなければならない事業、これはもう必然的に決まってこようかと思えますし、町民のやはり日常生活に欠かせないもの、そうしたものを重点的にやはりやっていきたい。

しかしながら片方では、もう議員おっしゃられるとおり、借金増えたときに大変やないかと、「町長はもうやめたら終わりやけど」と言われたけど、これやめたら終わりでは済みません。やはり後々まで責任を持ちながらやっていきたい、そのように考えておりますので、経費削減するところはして、そしてやることはやるというそうした姿勢でおりますので、また議員方におかれましては、いろいろとご迷惑をおかけすることも多々あるかと思えますが、その節はご容赦いただいて、町長の言うとおりやなことということでご理解をいただければ、私は本当にありがたいと思います。

以上で終わります。

議長（美野勝男君） 9番、仲尾元雄君。

9番（仲尾元雄君） 今、町長のご答弁いただきましたんですけど、まあそういうことでよろしく願いをしておきます。

議長（美野勝男君） 総務課長、岡君。

総務課長（岡 省三君） すみません。ちょっと先ほど言いました数字なんですけど、間違っておりましたので、訂正しておわび申し上げたいと思います。

将来負担比率なんです、先ほど299%と申しましたが、229%の誤りでありますので、よろしく願いいたしたいと思います。

議長（美野勝男君）　　これで、仲尾元雄君の一般質問を終わります。

続いて、4番、新谷榮治君。

（4番 新谷榮治君 登壇）

○4番（新谷榮治君）　　私は、先ほどから何人かの議員の一般質問の中で出てきた言葉は「高齢化」という言葉が非常に多かったと思います。

我が町でも、ご案内のように非常に高齢化が進んでおります。そういった事象の中で、私も高齢化に伴う事象を一つお願いしたいと思います。

というのは、この高齢化に伴いまして、広報、あるいはそういった文書が結局回りにくい、一般回覧が回りにくいということなんです。ということは、この回覧板というのが、県広報、町広報、そして重要な、今回のように一般質問の中での事情、そういったものが全部、回覧板によって一般住民に配られる。これも、やっぱりこうした情報を伝えるのは回覧板しかないと思うんです。

そうした中で、結局回覧板が回りにくいという地域が非常に多いということは、高齢化に伴うそういった事象でございますが、私ちょっと昔の美里町で、特にひどいと思うところを拾ってみたんですが、界西地区、毛原の界西地区なんです、これは現在3戸、もと7戸からありました。これが現在3戸、女の人ばかり3人、80歳以上1人、80歳の方が2人、これ女性が3人なんです。それに伴い、これは県道から行って大体3キロ、2,500から3,000メートル、だから2キロ半から3キロ、そういったところ。次に松上垣内という地域は、これももと7戸からあったんですが、現在3戸、これも80歳以上の女の人、男は一人もおりません。そういった状況。次に、議長の地域でもあるんですが、石ヶ峯というところ、これは大体3キロからあります。頂上行くまで。これで結局、これももと7戸からあった地域ですけれども、現在3人、これも80歳以上超えております。このなには、大体隣同士であるんですけれども、それ以外のところでは、結局ひどいところでは、回覧板持って行くのに600メートルも、一番遠いところは、仮にAが班長になったときに600メートルぐらい行かんなん。その間が結局勾配が非常にひどい地域がある。

そういうことでその対策を、結局町がどのような対策をとっておられるのか、またとろうとしておられるのか、これも一つお伺いしたい。これは、こういった地域、私3キロ、

2キ口500というように申し上げましたが、これは、道路はやっぱり全部舗装されて、十分車が行ける、大型でも行けるような状態になっておりますけれども、頂上へ行ったら、私今ここで何戸というような出してましたけれども、その中で結局高齢化に伴って、これは平地と違います。実地に行ってみたら。必ず25度、35度の勾配のあるところ、それを2本杖ついて行かんならん、班長になったときに。

こういう対策があるのかないのかじゃなしに、対策をとっていただきたい。これ1件。もう1件は、町道、今、毛原でもトンネルが二つできて、そして当然これ町道が払い下げになった、払い下げちゅうんか何かわからんですけど、そういったものが何キロぐらいあるんか、新しゅうできた。町が結局これを受けるときに、どういう条件で受けるんか、無条件で国なり県が下がってくるんか、こちら辺もひとつ尋ねたい。

そしてこれに、結局町道ちゅうことになってくれば、維持・管理ということになってきます。この維持・管理をするにしても、非常に高齢化でできないような状態が続いておる。そういうことで、ほかの件で、私これを質問したんですけども、ある面では、あるところにおいては予算化してるところもあるんです。そしてそのときに、質問したときに、なるべく地元でやっていただきたいという声なんだ。これ地元でやろうとした。今まではこういうこと全然なしに、地元で当然のようにやってきたんです。これが高齢化に伴ってできない。人数が少のうなってくる、高齢化になってくる。それができない。

そういった地域がね、こういった70歳以上の地域が毛原にはあるんですよ。これは自分らでやってます。当然、結局今日はわしがここ刈るさかい、あんたら出られるときに出て草を刈ってみなさいよ、側溝を上げなさいよというような形でやってるところがあります。

そういったところはまだなかなか優秀な方で、とにかく高齢化に伴って、やろうと思えどやれない。黙って今までやってたん。これが全然高齢化でやれないことになってくる。この2件。

何か良い提案がありましたら、お聞かせいただきたいと思います。

(4番 新谷榮治君 降壇)

議長(美野勝男君) 総務課長、岡君。

(総務課長 岡 省三君 登壇)

総務課長(岡 省三君) 私の方から、広報紙の配布についての答弁をさせていただきます。

町民の皆さんへのお知らせにつきましては、紀美野町の駐在員である区長さんをお願いしているところであります。配布のものには、各戸配布物と、それから回覧していただくものとの2種類がございます。各戸に配布いただいているのは、班長さんがご苦労くださっているのではないかと思います。

高齢化が進み、回覧が最後まで届かないということであるかと思いますが、回覧できない地区につきましては、先ほど新谷さんがおっしゃっていただきましたので、地域の事情がわかったものについてはすぐ対応を考えていきたいと思いますが、区長さんから配布部数を、各戸に配布部数をお配りいたしたいと思っておりますので、その点をよろしくお願いいたしたいと思っております。

それから、各戸配布が困難な地域につきましては、今後検討させていただきますので、区長さんより総務課の方へご連絡いただきますようお願いいたしたいと思っております。

以上、よろしくお願いいたします。

(総務課長 岡 省三君 降壇)

議長(美野勝男君) 建設課長、山本君。

(建設課長 山本広幸君 登壇)

建設課長(山本広幸君) 新谷議員の2番目の、町道の維持・管理がどのようになっているかについてお答えします。

旧美里町と旧野上町が平成18年度に合併して、両町合わせると、現在の町道延長は約408キロメートルとなります。さらに、農道、林道を合わせると、約520キロメートルとなります。この距離は、和歌山県から、広島県や長野県まで到達できる距離と同じくらいになりますが、これが現在、道路維持管理の距離となっております。

道路維持管理は、人や車両の通行の安全のため、道路の決壊、崩壊の補修や路面舗装の補修、草刈り、側溝の清掃等がありますが、大がかりな補修については業者に発注して、補修工事に対応をしています。また、旧美里地域には、道路作業員2名で幹線道路の草刈り、側溝の清掃等の作業や、簡易な路面補修、道路にかぶさった立ち木の伐採、さらにこれから必要となる、凍結防止剤の配布等の作業に従事していただいております。

旧野上地域では、軽微な作業は建設課職員でその都度対応しておりますが、道路の草刈りで幹線道路に限ってではありますが、森林組合に委託して行っている路線もあります。

しかしながら、限られた職員と予算の中でできる限りの対応をしておりますが、限度があり、草刈り等のほとんどが、各地域の皆さんをお願いしているところでございます。

今後も地域住民の皆さんの協力なくしては、道路の維持管理ができない状態でありますので、これからも皆様のさらなる協力をお願いして、道路の維持管理に努めてまいりたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

(建設課長 山本広幸君 降壇)

議長(美野勝男君) 4番、新谷榮治君。

○4番(新谷榮治君) ただいまご答弁をいただいたんですけれども、同じく、前回も私、このことを申し上げた。それは、旧県道であって、こちら側へ、右側、山手の方へバイパスができたために、全然なにしていな。これらでも、全然、私申し上げたときよりももう2年ほどになると思うんですけれども、何ら解決になっておらない。全然できておらない。ということは、側溝が埋まってしまい、それが埋まってるさかいに、結局その県道へ水が流れる。そして、その下の田畑へ行く。そういう状況も、私申し上げたんですが、これらもできてない。

ということは、結局今も答弁の中に「地元でやってもらいたい」という部分がありましたけど、これやれないんですよ。年が寄ってきてるから。

だからそういうことがね、仮にこれ私たちが町民に言われて、そして私、お尋ねしたんですけれども、これは1年に一遍、あるいは1年に2回でも、これだけここへやりますよという条件をつけてもらわなくては。私たちはこないいうて、町が金ないさけできやんねんと、そういうことが答弁できへん。言われへん。だから、これをやっぱりするには、町はここだけやってますと、仮に1年に一遍でも、そうした町道へ行きますと、来てくれますと。だから、ここまでやってんねから、あんたらも辛抱してくれるか、地元でやろうじゃないかということ言えるけども、そういう形であつたらね、言うことできやん。

結局、よく言われることなんですけども、血の通った行政、絵にかいたもちではあかんですよ。あくまでも血の通った行政、これは住民が納得してもらえるような、町には回答出させていただきたい。これはね、私、特にここで今お願いしたいのはね、一度この町道にしても、回覧板の配布にしても、これ一遍現地踏んでいただきたい。各担当の課から1名でも2名でも結構、私も同伴します。そして、ここはこんな状態ですよと、これ何とかしてやってもらわなしゃあないでという、そういうとこ実地をね、結局踏んでいただきたい。

これワシ、今申し上げたのは毛原ですけれども、国吉の谷線でもひどいところがある。

そういったところをね、結局回っていただきたい。そして、それで確約していただきたい。そうして結局、今後の議論はまた後にしましょう。

だから、そういうことでね、一応まず踏んでいただいて、町から、執行部から来てくれましたよ、こういうことですよ、こういうことをするんで、今後これは考えますよという、結局町民の、その地域の人間が納得できるような、100%納得、これは絶対無理な話、しかしこういうことをやってくれてますよと、だから今日はこれだけ町が見に来てくれましたよと言えるようなね、体制をぜひともとっていただきたい。

もう一度お願いします。

議長（美野勝男君） 建設課長、山本君。

建設課長（山本広幸君） 地元からの要望にこたえられてない部分があるかと思います。何せ120キロ平方メートルという広大な地域の中の、その中の町道、農道、林道の維持管理ということで、先ほど議員も言われたように、何回も要望してるのに側溝等の補修ができてないということなんですけども、私ども合併後には、地区の区長さんからの要望があれば、すぐに現場の方に調査するように、すぐ対応してるところでありますが、なかなか全部が全部要望にこたえられてないのが実態だと思っております。

でも、これからもすぐ調査しながら、すぐ何らかの返事をさせていただくようなことにしたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

議長（美野勝男君） 4番、新谷榮治君。

○4番（新谷榮治君） なるほど、そういうことで結構でございますけれども、先ほどから私お願いしてますように、一度現地を踏んでいただいて、そしてそこから向こうの対策なんですよ。住民がこれだけの声を出してる、だからこの声にこたえるためには、1年に一遍でここへ来ますよ、こういう過疎の地域、こういった回覧板の回らない地域、これを何とかしますよ、だから今日は来ましたというような形をとりたい。とっていただきたい。

だから、これぜひともね、一度やっぱり現地を踏んでいただきたい。田舎でも、あんのやから、担当の課で一人か二人、私もご案内します。そういうことで、ぜひともこれ確約していただきたい。

どうですか、お願いします。

議長（美野勝男君） 町長、寺本君。

町長（寺本光嘉君） 新谷議員の再々質問にお答えをいたします。

もう議員おっしゃられるとおりね、血の通った行政ということになりますと、こちらからそちらへ出向いて、そして現場を踏ませていただくというのが理想であろうかと思えます。

しかしながらね、先ほど課長の方から申し上げたとおり、全部を合わせますと530キロもあると。この紀美野町から長野県、または広島県までの距離があるんだと。その中で職員が、十数名の職員が業務をしてるわけです。

したがって、できましたらですね、そちらの区長さん方からご要望をいただいて、そしてこの箇所こうなってるやないかと、一遍見に来いよと。こう言っていただければ、当町の職員がもうすぐ行かせていただく、そういうふうな体制を、今とっておるところでございますので、何とかそういうことで区長さんの方からご要望をいただいて、そしてそこへ行かせていただく方式をとらせていただきたいと思います、このように思っておりますので、ひとつご理解をいただきますようよろしくお願いいたします。

議長（美野勝男君） これで、新谷榮治君の一般質問を終わります。

続いて、6番、上北よしえ君。

（6番 上北よしえ君 登壇）

○6番（上北よしえ君） 先ほどから、高齢者、高齢者ということで申しわけないんですけども、高齢者施設について、高齢者施設のチェック体制ということで、施設のチェックは行き届いておりますか。

高齢化社会の到来で、2015年には4人に1人が65歳以上の高齢者になる。誰もが自ら老後を任せる可能性ある介護施設は、入所待ちの時間が長くなり、重度の人を優先的に入れてはいますが、入所者の要介護度は年々重度化しております。全国調査によると、介護状態区分のうち、最も重い要介護度5もしくは4で寝たきりの人が多いという結果も出ております。

ついのすみかとして、介護や看護のプロである職員に安心して預けておけるはずの施設でありながら、虐待が行われていると言われます。入所者3人に対し職員1人という国の配置基準がありますが、しかし実態は、3交代勤務のため日中職員1人に対して7人程度、夜間は30人近くを担当しなければならないということです。早朝には起床介護やおむつ交換など、きつい仕事が集中する魔の時間帯と呼ばれる午前4時から7時ごろまでは、実際に事故や虐待が起きがちといわれます。家族としては、ここを出された

らほかに行くところがない、お世話になってる施設に何も言えないとあきらめ、沈黙している本人や家族の声をすくい上げる制度が必要だと思われま

す。各所は安心なのか、入所者家族は悔しい思いをされてはないだろうか。本人や家族の代弁者になれるのは施設の外部の福祉関係者などでつくる第三者評価委員会があるそうですが、各所は業者任せになってるのが実態ですが、細かいチェックなど、管理体制を行っていただきたく思います。

次に、集会所について。

大変町財政厳しい中、集会所補助、集会所借地料補助が出ておられますが、集会所管理補助として、60施設に各2万円支払われていますが、班長の手当というのがないように見受けられます。集会所の管理補助として支払われているその金額が、多くの地域では班長の手当として支払われているのが実態です。地域ごとに。これは、班長手当をなくして、集会所管理補助として出されているのかどうかお尋ねいたします。

また、借地料補助として11施設と聞いておりますが、まだまだ多くの集会所の借地があり、人口の多い下佐々地域、野上地域に町有地が目立ち、人口の少ない過疎の地域には借地が多く、1件当たりの割も高額になり、今後高齢化してくるごとに困難になると思われま

すが、この合併して3年間の間にどのように調査、検討していただいているのか、今後の対応はどうされるのか、答弁願います。

次に、幼児から中学生のインフルエンザなどの予防接種について。

幼児から中学生のインフルエンザの無料ということについてお聞きしたいのですが、経済の低迷する今、小学生までの医療費の無料で大変喜んでおられますが、冬季になれば予防接種のうちインフルエンザが、希望者には限られていると思うんですけども、各病院で金額の差もあり、幼児、低学年であれば2回の接種が必要とされる予防接種が無料にできないか、また校医による予防接種が行えないのか、答弁願います。

予防接種にはいろいろな予防接種があり、無料のものもあれば有料のものもあるとは思いますが、これに対するの答弁をお願いいたします。

以上で、質問終わります。

(6番 上北よしえ君 降壇)

議長(美野勝男君) 保健福祉課長、井上君。

(保健福祉課長 井上 章君 登壇)

保健福祉課長(井上 章君) 上北議員の質問の、1点目と3点目についてお答

えしたいと思います。

1点目の高齢者施設に対するチェック体制についてお答えします。

高齢者が安心して住みなれた地域で暮らすことができるように、地域住民やボランティア団体等の協力をいただきながら、高齢者福祉の充実に取り組んでいるところでございます。

高齢者の人権を厳格に擁護し、命と暮らしを守り高めるという使命を持つべき施設において、高齢者虐待はあってはならないことです。高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律では、施設職員や家族等が、要介護施設従事者等による虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合、市町村へ通報しなければなりません。通報を受けた市町村は、要介護施設・要介護事業者及び虐待を受けたと思われる高齢者に対し、通報等内容の事実確認や高齢者の安全確認を行います。

施設の入所者の状態や施設の状況の把握については、介護認定調査の業務を行う町の職員が施設入所者に対して行う調査の際に、随時確認をしております。また施設での取り組みでは、やすらぎ園の場合、施設運営基準に基づき事故防止委員会等の委員会を設置し、適切な運用に努めています。皮下出血等の細かな問題から把握し、医療機関にかかったような大きな事故は、保険者に報告されています。また、虐待防止のための研修を実施し、職員の資質の向上に努めています。

紀美野町では、虐待予防のネットワークとして「きみのネットワーク委員会」を設け、虐待予防について検討いただくとともに、啓発活動に努めています。町民の方々にご協力いただきながら、虐待防止に取り組み、地域の高齢者支援について努めますので、議員各位のさらなるご指導、ご協力をお願いいたします。

3点目の、幼児から中学生のインフルエンザの予防接種についてお答えをします。

学校でのインフルエンザ予防接種については、平成6年の予防接種法の改正までは、予防接種法に定められた疾病として接種されていましたが、鶏卵アレルギーの問題のため、平成6年以後は予防接種法の対象外となっています。インフルエンザ自体に対する集団接種の効果はあるものの、費用対効果あるいはリスク対効果の点では不明となっております。

平成13年の予防接種法改正により、インフルエンザは2類疾病に分類されましたが、その対象は65歳以上の者、及び60歳から65歳未満の者であって、心臓、腎臓または呼吸器の機能に、自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する

者、及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に、日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者と定められています。

幼児から中学生のインフルエンザ予防接種は、任意により医療機関で実施され、料金は医療機関により異なります。幼児から中学生のインフルエンザ予防接種の無料化については、現在近隣市町村で実施されていない状況です。今後、近隣市町の実施状況により、検討してまいりたいと考えていますので、ご理解いただきたいと考えています。

以上でございます。

(保健福祉課長 井上 章君 降壇)

議長(美野勝男君) 総務課長、岡君。

(総務課長 岡 省三君 登壇)

総務課長(岡 省三君) 上北議員の、集会所の件についてお答えいたします。

地区集会所は、町民の皆さんの連帯意識を高める行事で、文化や健康に関する活動などを通じて利用していただいているところであります。

現在紀美野町には、地区集会所条例では野上地域には33、それから美里地域には35、合わせて68の集会所が、それに児童館4館や、ふれあい憩いの家3カ所を加えて、地域に利用されている集会所が75カ所存在しております。

合併前のおおのの町では、集会所に関しては管理や補助金なども相違がありましたので、まず平成19年度に集会所管理補助金を統一し、地区で管理していただいている集会所には、1集会所につき年間2万円の補助をしております。20年度では67の集会所へ134万円を支出しております。

それから、先ほど上北さんの方から、班長手当がないとおっしゃられたわけなんですけど、班長手当というふうなうたい方はしておらないんですが、自治振興委託金ということで、全町で129万円の支出をしております。これは班長手当という形で使っていたかなくても結構なんですけど、ほとんどが班長手当という形で支出しているようでございます。この委託金につきましては、人口とか班数等によりまして勘案しまして、それぞれの地域へ支出しているものでございます。

議員ご指摘の集会所での借地補助金でございますが、本来は速やかに統一化することが望ましいことであったのですが、合併協議の調整項目に含まれてなかったため、旧両町のそれぞれのやり方を踏襲し、現在に至っております。借地補助金は野上地域の旧集会所と隣接するちびっ子広場1カ所の計10件で、39万8,580円を支出している

ところであります。

合併から間もなく3年を迎えようとしている中で、本来は速やかに統一化をすることが望ましいことであると考えます。いま一度原点に返って、地区から地権者に借地料がどの程度支払われているかなどの実態調査を全町行った上で、厳しい財政状況などもかんがみ、検討し、平成20年度中に改正をいたしたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

(総務課長 岡 省三君 降壇)

議長(美野勝男君) 6番、上北よしえ君。

○6番(上北よしえ君) 高齢者施設については、密室での悲劇がまた起こらないように、またその施設で互いに虐待などが起こらないように、物言えぬ人たちのためにできる限りのチェックをお願いいたします。施設は「ついのすみか」という言葉にふさわしい場所であってほしいという気持ちで質問いたしました。

集会所については、班長手当というのはなくして、自治振興委託金として支払われているということですが、これは地域の口座か何かに振り込んでいただいておりますか。ちょっとそれをお聞きいたします。まあ財政厳しい折かと思いますが、集会所の借地補助ということですが、調査をしていただいて、平等にみんなに行き渡るように検討していただきたいと思います。

幼児のインフルエンザについては、抵抗力の弱い幼児や、将来を担う子供たちが健康であって当たり前であるので、他の面でも子育て支援に取り組んでいただいておりますが、子育て支援という点でも、少しでも保護者の負担を軽減するという気持ちを十分検討し、調査していただきまして、計画を立てていただきたいものです。

議長(美野勝男君) 町長、寺本君。

町長(寺本光嘉君) 上北議員の再質問にお答えをいたします。

まず1点目の、その高齢者施設に対するチェック体制、特に虐待等につきましては、これはもう人権問題であって、そうしたことはあってはならないということでございますので、今も目を光らせておるところでございますが、そうしたチェック体制につきましては、さらにこれからも引き続いて強化をしまいたい、そのように考えておるところでございます。

それと、2点目につきましては、先ほど総務課長の方から申し上げましたが、一度全町の集会所について実態調査を行って、そして統一化を図っていきたい。こういうこと

でございますので、ひとつご理解をいただきたい。

また、3点目の幼児のインフルエンザ注射等につきましては、議員おっしゃられるとおり、やはり子供は宝ということもございます。しかしながら、町財政、あるいはこのインフルエンザについてはしたい人だけしていくというふうなこともあろうかと思いますので、今後周辺市町村との連携等を考えながら検討を進めてまいりたい、このように考えておりますので、ひとつご理解をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

以上です。

議長（美野勝男君） 総務課長、岡君。

総務課長（岡 省三君） 自治振興委託金のことなのですが、先ほど129万とおっしゃったようでございますが、192万円が正解の数字でございます。

これにつきましては、区長さんに振込口座番号をお聞きしまして、その口座へ振り込んでおられるわけございまして、これについては会計等調べたらすぐわかるかと思うんですが、また後ほど調べさせていただきたいと思えます。

以上、よろしく願いいたします。

議長（美野勝男君） これで、上北よしえ君の一般質問を終わります。

これで、一般質問を終わります。

日程第2 議案第69号 平成19年度紀美野町一般会計歳入歳出決算の認定について
から

日程第11 議案第78号 平成19年度紀美野町上水道事業会計歳入歳出決算の認定
についてまで一括上程

議長（美野勝男君） 日程第2、議案第69号、平成19年度紀美野町一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第3、議案第70号、平成19年度紀美野町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第4、議案第71号、平成19年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第5、議案第72号、平成19年度紀美野町野上簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第6、議案第73号、平成19年度紀美野町美里簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第7、議案第74号、平成19年度紀美野町老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第8、議案第75号、平成19年度紀美野町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第9、議案第76号、平成19年度紀美野町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第

10、議案第77号、平成19年度紀美野町のかみふれあい公園運営事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第11、議案第78号、平成19年度紀美野町上水道事業会計歳入歳出決算の認定について、以上10件を一括議題とします。

本決算の認定について、委員長の審査、経過、結果の報告をお願いします。

平成19年度紀美野町決算審査特別委員長、松尾紘紀君。

(12番 松尾紘紀君 登壇)

12番(松尾紘紀君) それでは、お疲れのところ、しばらくお願いいたします。

決算審査委員長報告。平成20年12月16日。

付託を受けておりました議案第69号から議案第78号の10件の決算認定について、紀美野町決算審査特別委員会を設置し、去る11月6日、13日の2日間にわたり審査いたしました。その経過及び結果について報告します。

まず、議案第69号、平成19年度紀美野町一般会計歳入歳出決算について、例年どおり分割して審査いたしました。

歳入での質疑については、町税関係で町民税が増額になっていることに関し、町民税率の割合が変わったことによる、とのことでした。

固定資産滞納繰越不納欠損の増についての質疑に対し、16年度で滞納を整理し、執行停止とした件が前年に比べ多くあり、3年後の19年度で不納欠損となったことによる、とのことでした。

地方交付税の推移についての質疑に対しては、年々減少していく傾向であり、合併補正による3,164万円は平成23年からなくなり、合併算定替えは平成28年から段階的に減り、3億円の減になるとのこと、また平成22年の国勢調査により、人口の減少があれば、地方交付税も減少するものと思われるとのことでした。

公的資金の繰上償還の今後の推移では、平成19年に51万5,000円の償還を行い、平成20年度は1億483万1,000円を償還し、平成21年は9,150万円の予定であります。財政健全化計画につきましては、過大な財政負担を避け、健全化を図っていくとのことでした。

道路整備交付金は、18年度に比べ、谷線の工事施工と、総合運動場リニューアル事業が増えており、当初予算に比べて減になっているのは繰り越しをしているとのことでありました。

合併特例債の借入限度額については47億円で、基金で借りたものを含むものである

が、起債については有利な起債を考えて対応しているとのことでした。

県支出金の質疑に対し、乳幼児医療費補助金の補助率は自己負担金の3割に対する2分の1の県補助金であり、残り2分の1は町独自の補助をしているとのことでした。

小規模通所授産事業補助金で、ひかり作業所補助金1,000万円の内訳に対し、750万円は国、県合わせた4分の3の補助金で、残り4分の1は町で負担しているとのことでした。第3子以上に係る妊婦健康診査費助成事業補助金の減は、年度途中の事業で、実績1名分の2分の1補助分であるとのことでした。

次に歳出、2款、総務費では、一般管理費の印刷製本費と消耗品費が減となっているに対し、経費節減の中で、総体的に各経費を極力抑えるようにした結果、削減になったとのことでした。

職員健康診査委託料が、18年度に比べ極端に減っているのは、30歳以上は共済組合が払うとのことでした。

借地料の対応についての質問に対し、借地契約更新時に、必要な箇所については購入をお願いし、必要のないものはお返ししていく方向で、地主の方と相談しているとのことでした。

町民歌・町民音頭の作曲等の依頼について、また謝礼についての質問に、依頼先は、入札の結果、和歌山放送が落札し、謝礼は歌詞募集の記念品で、入選は1点5万円、佳作は2万円との答弁でした。

ふるさと公社損失補償金に対し、かじか荘の経営状況の説明を求めた。12年のピークで3億、19年は1億5,000万になっている。現在は2割程度落ち込みがあるが、今年の忘年会等に向け営業努力をし、また新たな企画として、高野街道としてPRしている。3年計画を立て、努力をしているとのことでした。

自治振興費の借地料補助金の内訳については、集会所等の一部助成している補助金で、10施設あるとのことでした。

地域開発協力費の内容については、旧美里の塵芥処理場迷惑料の、神野3地区と国吉1地区の水道給水の協力費であるとのことでした。

税務総務費の和歌山地方税回収機構が増になっているのは、負担金の計算方法が変わったことによるものとのことでした。

賦課徴収費の電算処理委託料が増になったのは、NTTドコモの定期保障修繕費、及び回線使用料の増加によるものとのことでした。

3款、民生費では、社会福祉協議会の補助金使途用途について質疑があり、補助要求時に、内容や用途の審査をして交付しているとのことでした。

やすらぎ園の負担基準に対する質疑に対し、均等割150万円、人口割50万4,000円、利用者割377万弱で、海南市とで割っているとの回答でした。

ひかり作業所補助金の運営比率に占める割合の質問に、大部分を占めるが、今後入所数の確保がなければ、国の補助も少なくなるので、自主経営努力の後押しをしていきたいとのことでした。

保育所費で、職員が2名減になっているが、対応については、補充しておらないので臨時職員で対応している。また臨時雇用の内訳は、調理員3名、保育士14名とのことでした。

学童保育の利用者33名の対応職員は、3名で対応しており、身分を含め、安定した雇用に向け対応していきたいとのことでした。

4款、衛生費では、疫学調査研究事業の説明を求めたのに対し、2年に1回、海南医師会に小児ぜん息の実情を調査依頼しているとのことでした。

家庭用ごみ処理機の利用数については、18年で22件、19年で11件、20年現在では18件となっている。今後もごみの減量に向けて啓発していくとのことでした。

5款、農林水産業費では、農林商工祭りと柿の市イベントの会場、合同開催について質問があり、二つの祭りについてはそれぞれの委員会において決定されることであり、祭りの合同やイベント場所等については、毎年新たに協議して決定するとのことでした。

農林水産業費の総額で、18年に比べ、19年の決算額は4,000万円減になっているが、内容は農道整備事業や小規模事業費の減によるとのことでした。

中山間地域直接支払交付金の目的についての質疑があり、48集落716人が対象で、草刈りや水路の保守等を行い、遊休農地の解消や、担い手の活性化を図っているとのことでした。

農業振興支援事業補助金が18年度に比べ減となっていることに対し、町独自の補助事業では、18年は山椒の苗木補助が多くあったとのことでした。

鳥獣害による農作物被害の把握に対し、県と町の補助で、電気柵等で約3キロメートル弱を設置し、農地を防護している、またイノシシの駆除は、477頭と、個体数を減らすことを行っているとのことでした。

6款、商工費について、貴志川漁業組合の鮎とアマゴの放流と被害について質問があ

り、鮎については1800キログラム、アマゴ400キログラム、成魚1万匹を放流している報告を受けているとのことでした、また川鵜による被害は、漁業組合は捕獲に対し補助金を支出しているとのことでした。

商工費の構成比率が0.4%と低いことに対し、直接国の補助金対象地域になりにくく、構成比が低いとのことと、今後も町の商工会をバックアップしていくとのこと、また補助内訳の、商工会の経営改善普及事業は商工会職員給与の補助で、地域総合振興事業は商工会独自の事業に対し補助するもので、内容として、商店の税処理、あるいは各種申請の業務を補っているとのことでした。

シルバー人材センターの運営は、昨年6月に60名の会員で発足し、本年は105名の会員となり、農地の草刈り等、仕事量も1,000万を上回る事業となっているとのことでした。

7款、土木費では、工事請負費として、3億9,800万あまりを計上しているが、投資的経費は、今後必要最小限に抑えていく必要があるのではないのか。また、建設構成比も、18年に比べ17.9%と少し上がっている。公的資金保障免除繰上償還計画では下がることになっているが、インフラの整備は終わっていくのかの質問に、町民の要望で、必要な工事に対し審査、吟味して執行しており、20年の予算は17%と下がっている。また、本工事費の内訳は、既存のインフラの補修、改修が大多数を占めているとのことでした。

工事の予算と決算に開きがあることと、小規模工事の落札率についての質問に、測量、入札の結果、予算との増減の差異が生じるのはいたし方なく、予算の範囲内で施行を行っている、また落札率は85~90%となっているとのことでした。

8款、消防費について、一人欠員となっているのは退職者があったためで、現在人員を確保し、また本年1名の増が確定している。救急搬送のうち心肺停止の人数の問いに対して、7名の搬送者があったが、搬送後の救命率については定かでないとのことでした。

9款、教育費について、天文台の機器等保守点検委託料200万円は、望遠鏡の保守点検費用であり、日常活動のあり方については、町内の学校に出向き、特別授業や月2回のサークル活動、講座等を行っている、研究機関としての活動は、和太や国立天文台との連携をしながら活動しているとのことでした。

福井運動場の借地対応については、借地期間があと7年あり、地主3人との交渉をす

るよう指摘があった。

養護学校通学補助金の対象者は何人かに対し、8人が対象で、2キロメートルに対し1万円の補助としている。また養護学校からも補助があると聞いている。

小学校費では、小川、毛原小学校の今後の生徒数の推移はどうかに対し、2～3年は大丈夫と思うが、小川小学校は5年後にかなり減少し、適正化に対し模索中で、毛原小学校は5年後、入学者は0の状態になる、教育ビジョンでは、2小学校、2中学校になっていくとの予想で、これからの課題とされているとのことでした。

要保護、準要保護の生徒就学援助費の基準とその把握はどうしているのかの質問に、要保護は国の生活保護、準要保護は町で基準を作成し、要保護の生活保護に準じている。支払いのできない場合の把握については、6名の委員によって判断している答弁でした。

文化センターの催し等について、主に大ホールを使用しているが、自主事業費500万で年3～4回実施している。費用がかからない事業を数多く取り入れ、対応していきたいとのことでした。

10款、公債費について、18年に比べ減っているが、今後建設費の起債について質問があり、今年がピーク時で徐々に減っていく。公的保障資金繰上償還をすることにより改善され、普通建設事業費を抑制しなくては改善の見込みがないものと思っている。また、国の交付税算入がなされる起債を起こし、活用しながら取り組んで、公債費の資金計画を立て、健全な財政運営に取り組んでいきたいとの答弁でした。

各款毎の一般財源充当比率は、1款、100%、2款、92.2%、3款、79.5%、4款、90.5%、5款、65.7%、6款、49.1%、7款、35.0%、8款、52.1%、9款、71.3%、10款26.1%、11款98.6%とのことでした。

以上のような審査の経過を踏まえ、採決いたしましたところ、議案第69号の決算内容について妥当性が認められ、認定すべきものと決定いたしました。

次に、特別会計及び事業会計の、議案第70号から議案第78号について審査をいたしました。その経過及び結果について、主なもののみ報告します。

議案第70号、国民健康保険事業では、医療給付費分、滞納繰越分は、18年に比べ不納が多い理由について、過去の執行停止分を一度に処理したとのことでした。30万以上のレセプト件数は713件で、1件の最高額は400～500万の請求があるとのこと、また諸収入の延滞金の件数は数件で、税回収機構に委託したとのことでした。

一般会計繰入金法定額繰り入れがあるのかに対し、あるとの答弁。

保険給付金で入院給付金が増えているが、件数的に増えているためとのこと。薬対費用を抑えるように努力する。出産育児一時金の件数は9件あるが、負担支出が徐々に減っていく。高額医療費共同事業拠出金が増となっているのは、給付者が増えたためとのことでした。

議案第71号国民健康保険診療所会計では、在宅酸素借上数について質疑があり、予備を含め5人分で、うち3人は使用中とのことでした。

議案第73号、美里簡易水道では、有収率の57.7%について、漏水箇所の特定をするように指摘があった。

議案第75号、農業集落排水事業では、未接続件数23戸については営業努力をするように意見があった。

議案第76号介護保険について、保険給付費が増えているが、認定者があまり増えていないのに給付費が年々増えている要因は、在宅・ホームヘルパー・ショートステイともに伸びている、施設でも700万程度増え、人数でも伸びている回答でした。特定入所者介護サービスで毎年増加しているが、低所得化が進んでいるのかとの問いに、人数も伸びているが、費用でも大きくなっているとのことでした。

このような審査の経過を踏まえ、採決いたしましたところ、議案第70号から議案第78号の各会計の決算内容は、すべて妥当性が認められ、認定すべきものと結論に達しました。

以上で、決算審査特別委員会の報告を終わります。

(12番 松尾紘紀君 降壇)

議長(美野勝男君) これから、議案第69号から議案第78号まで、委員長に対する一括質疑を行います。

質疑ありませんか。

15番、美濃良和君。

(15番 美濃良和君 登壇)

15番(美濃良和君) それでは、若干お聞きしたいと思います。

まず初めに、この報告にもございましたが、11ページですね、歳入の中の税金についてであります。

収入が前年に比べて上がっております。これは税源委譲ということで、今もお話があ

ったわけでございますけれども、実質的にですね、これが所得、要するに所得があって、税率掛けて、この税金が決まってくるわけでございますけれども、本体の所得はどうなってるのか、その辺のところについてどのように審査されたのか、お聞きしたいと思います。

それから、17ページなんですけど、ここで長谷毛原健康センター使用料、以前からお聞きもしてきてるんですけども、438万7,650円の歳入があるわけでございますけども、これについて歳出を見てまいりますと、71ページに長谷毛原健康センターの管理運営費というのがございます。これを見ますと、438万7,000円に対して歳出が489万5,799円と、こういうふうになっているわけでございます。

で、合併前からこのセンターを町内のそういう施設に借ってもらっていると、そういうことであるわけございまして、これについて438万7,000円ですか、と、それから489万というこの辺についての歳入歳出、これについてはどのように審査がされたのかどうか、お聞きしたいと思います。

そしてですね、93ページに農業振興支援事業ということで、これは農業振興費の中の真ん中辺にあります負担金補助及び交付金の中で、不用額が194万4,000円出まして、この町農業振興支援事業補助金というのが250万6,000円、前年は500万あまりございましたので、大体半分になると、これについてどうであったのかの審査はどうか、お聞きしたいと思います。

次に、101ページの委員長報告にございました漁協でございますけれども、基金の残高が減ってきてると、これについては審査はどうであったのか、今後漁協、水産業ですね、対しての町のあり方について聞かれたかどうか、お聞きしたいと思います。

それから、120ページあたりから学校関係になるんですけども、このところではそれぞれ学校の備品等ですね、十分であったのかというふうなことについての審査がされたのかどうか、お聞きしたいと思います。

そして、133ページですが、133ページに人権教育の委託料として200万あまりというのが歳出されているわけでございますが、これについてはどのような審査をされておったのか、お聞きしたいと思います。

それから、205ページですね、美里簡易水道なんですけど、ここで水道使用料というのが6,523万7,232円ですか、ということで上がっております。先ほど有収率の問題も出ておりましたけれども、水道料金について、これは来年度から統一、合併後の

統一ということになってくるかと思いますが、これについてどのような審査をされておったのか、お聞かせ願いたいと思います。

以上、よろしく願いいたします。

(1 5 番 美濃良和君 降壇)

議長 (美野勝男君) 休憩いたします。

休 憩

(午後 4 時 3 3 分)

再 開

議長 (美野勝男君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午後 4 時 3 6 分)

1 2 番 (松尾紘紀君) それでは、美濃議員に答弁いたします。

前本会議で 1 9 年度の決算の審議がなされ、決算審査特別委員会に付託され、委員会で審議いたしましたので、これで了解されたく思います。

先ほど報告したとおりでございます。

議長 (美野勝男君) 暫時休憩いたします。

休 憩

(午後 4 時 3 7 分)

再 開

議長 (美野勝男君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

(午後 4 時 3 8 分)

議長 (美野勝男君) 決算審査特別委員長、松尾紘紀君。

1 2 番 (松尾紘紀君) 美濃議員に答弁いたします。

決算審査特別委員会の中で、委員全員からいろいろな質疑がされ、すべて先ほどの報告のとおりでございます。

以上です。

議長 (美野勝男君) これで質疑を終わります。

1 5 番、美濃良和君。

1 5 番 (美濃良和君) 要するに、私はですね、重要な問題について質問をさせ

てもらったわけでございますけども、例えば審査をしたんかどうかということを知っているんですよ。今の税源委譲等について、例えばですよ、町民税が額が増えたと、それは税源委譲による税率の変更であると。これは今、そういうふうな審査されたということは聞いたんですよ。

でもですね、実質的に所得がどうであったのか、率は増えたから税額は増えたけれども、もともとなる所得はどうかであったのかということについての審査をされたのかどうか。それが、これからの紀美野町のいろんな、まあ町のそういう活気から含めて、今後の町の運営等についても大事な問題でありますから、そういうことで、どういうふうにされておったのかどうかをお聞きしたわけでありまして。

それについてどうであったのかと、そういうことの観点からずっと、どのような審査をされたのかということをお聞きしたんですけども、それについては審査はされてあるんかどうかですね、その辺はどうであるのかを質問してらっしゃいますよ。

議長（美野勝男君） 決算審査特別委員長、松尾紘紀君。

12番（松尾紘紀君） 美濃議員にお答えいたします。

決算審査特別委員会で、ご質問の内容を含め、すべて審査をいたしました。

以上でございます。

議長（美野勝男君） これで質疑を終わります。

暫時休憩いたします。

休 憩

（午後 4時41分）

再 開

議長（美野勝男君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（午後 4時44分）

お諮りします。

本日の会議時間は、議事の都合により延長したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（美野勝男君） 異議なしと認めます。

したがって、本日の会議時間を延長することに決定されました。

これから、議案第69号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

15番、美濃良和君。

(15番 美濃良和君 登壇)

15番(美濃良和君) 私は、この決算についての一定のルールはわかっているつもりであります。

しかしですね、今の答弁はまさしくおかしいと思います。議会全体がそういうことになるならば、私は議会のそのやり方についても間違ってると思います。何にしても審査をされてきた、その審査の経過についてどうであったのかということについてのご答弁がないと、こんなことはあり得ないと思うんです。

そういうことで、我が同僚議員も入って行った委員会であります。その内容はとにかく、私はこのやり方について納得ができません。やはりきっちりと他の議員にも納得させると、そういうことでなければならぬ。あくまでも審査したのかどうか、したのであれば、それについてどういう審査した、しないであるならば、しないであったということについてのその答弁はするべきであると思います。

そういう点から、このやり方について納得できない。そういうことから態度を保留とします。

(15番 美濃良和君 降壇)

議長(美野勝男君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(美野勝男君) これで討論を終わります。

これから、議案第69号を採決します。

この採決は起立によって行います。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

議長(美野勝男君) 起立多数です。

よって、議案第69号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

これから、議案第70号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長（美野勝男君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（美野勝男君） これで討論を終わります。

これから、議案第70号を採決します。

議案第70号に対する委員長報告は認定するものであります。

委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（美野勝男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第70号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

これから、議案第71号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（美野勝男君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（美野勝男君） これで討論を終わります。

これから、議案第71号を採決します。

議案第71号に対する委員長報告は認定すべきものであります。

委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（美野勝男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第71号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

これから、議案第72号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（美野勝男君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（美野勝男君） これで討論を終わります。

これから、議案第72号を採決します。

議案第72号に対する委員長報告は認定すべきものであります。

委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(美野勝男君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第72号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

これから、議案第73号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(美野勝男君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(美野勝男君) これで討論を終わります。

これから、議案第73号を採決します。

議案第73号に対する委員長報告は認定すべきものであります。

委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(美野勝男君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第73号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

これから、議案第74号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(美野勝男君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(美野勝男君) これで討論を終わります。

これから、議案第74号を採決します。

議案第74号に対する委員長報告は認定すべきものであります。

委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(美野勝男君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第74号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

これから、議案第75号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長（美野勝男君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（美野勝男君） これで討論を終わります。

これから、議案第75号を採決します。

議案第75号に対する委員長報告は認定すべきものであります。

委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（美野勝男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第75号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

これから、議案第76号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（美野勝男君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（美野勝男君） これで討論を終わります。

これから、議案第76号を採決します。

議案第76号に対する委員長報告は認定すべきものであります。

委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（美野勝男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第76号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

これから、議案第77号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（美野勝男君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（美野勝男君） これで討論を終わります。

これから、議案第77号を採決します。

議案第77号に対する委員長報告は認定すべきものであります。

委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(美野勝男君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第77号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

これから、議案第78号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(美野勝男君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(美野勝男君) これで討論を終わります。

これから、議案第78号を採決します。

議案第78号に対する委員長報告は認定すべきものであります。

委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(美野勝男君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第78号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

日程第12 陳情第2号 国道370号美里バイパス道路から神野保育所への進入道路
の整備についての陳情書について

議長(美野勝男君) 日程第12、陳情第2号、国道370号美里バイパス道路
から神野保育所への進入道路の整備についての陳情書について議題とします。

陳情について、委員長の審査、経過、結果の報告を願います。

産業建設常任委員長、松尾紘紀君。

(12番 松尾紘紀君 登壇)

12番(松尾紘紀君) 委員長報告。

付託を受けております陳情第2号、国道370号美里バイパス道路から神野保育所への
進入道路の整備について、12月12日、産業建設常任委員会を開催し、慎重に審議
を行いました。その審査結果をご報告いたします。

委員会室において建設課長から説明をいただき、その後現地にも同行していただき、
要望されています予定の路線を確認しました。計画予定ルートでは勾配も急となり、保
育園児送迎道路、また生活道路としては危険度が大きく、別のルートでの検討ができる
のではとの意見が多くありました。

その後の委員会では、現地調査を踏まえ慎重に審議を行い、送迎道路及び生活道路としての役割を担うことでは新設道路を設ける必要があるが、勾配の小さい安全なルートを選定、検討していただくことで、陳情第2号は採択すべきとの結論に達しました。

以上です。

(12番 松尾紘紀君 降壇)

議長(美野勝男君) 委員長報告が終わりましたので、質疑を行います。

(「なし」の声あり)

議長(美野勝男君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(美野勝男君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(美野勝男君) これで討論を終わります。

これから、陳情第2号を採決します。

陳情第2号に対する委員長報告は採択です。

委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(美野勝男君) 異議なしと認めます。

したがって、陳情第2号は委員長報告のとおり採択と決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

散 会

議長(美野勝男君) 本日はこれで散会します。

(午後 4時55分)